認定 産業標 制機関 季員会	定/ 女正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	定項目又は改正点 制定 に伴	・改正 う廃止 対応する国際規格番号 及び名称 と	対応する 国際規格 との対応 の程度 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成制 (WG) 予算	開始 ICS番号 作業 E 段階
JSA 08 機素 改 機素	女正 B4120		cutting tools – Designation	チップの呼び記号の付け方について規定したもので、ISO 1832:2012を基に、一部技術的な内容を変更して2013年に改正している。その後、対応国際規格ISO 1832は、チップ付き及びソリッド立方晶室化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイアモンドインサートの呼び記号を追加し、2017年に改正された。対応国際規格の改正から6年経過し、国際規格との整合性が失われていることから、名称の変更や新たに加わったインサート等をこの規格に取り入れ、この規格を改正する必要がある。	をに、従来規定されていなかったチップ付きを及びソリッド立方晶窒化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイアモンドイトの呼び記号が明確となり、使用者の製品に対する理解度の向上、産業の合理化に寄与することが期待される。 「大変などのでは、大変などのでは、大変などのでは、大変などのででは、大変などのでは、などのではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	アナート」は、現行規格の名称 きチップ」となるため、Insertは tipは「チップ」とし、規格名称 ンサートー呼び記号の付け 路で追加されたチップ付き及 晶窒化ホウ素インサート、サー を追加する。 を追加する。 で追加する。 でではいている。 でではいている。 でではいている。 でではいている。 でではいている。 でではいている。 でではいている。 でではいている。 でではいている。 でではいている。 ではいる。 ではいている。 ではいではいる。 ではいる。 ではい。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではい。 ではいる。 ではいる。 ではい。 ではいる。 では、 ではい。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ISO 1832:2017	(A) 第2条の該当号: 5(記号) 対象事項: 刃先交換チップ	法律の目的に 商合している。欠点: 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本機 或工具工業会のWG	1月 2
JSA 01 基 改本	女正 B7440-8	製品の幾何特性仕様(G PS) - 座標測定システム (CMS)の受入検査及び 定期検査 - 第8部:光学 式距離センサ付き座標測 定機		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、長さ測定における座標測定機の性能が、製造業者の仕様に適合するかどうかを検証するための受入検査について規定し、さらに、使用者が定期的に検証するための定期検査についても規定するもので、ISO 10360-8:2013を基に2015年に制定された規格である。当初、JIS B 7441(非接触座標測定機の受入検査及び定期検査)として規定されていた規格が廃止され、JIS B 7440-8に移行した際、当時のJIS B 7440規格群に対応するISO 10360規格群でカバーされていなかった光学式距離センサ式非直交形座標測定機などの検査方法をJIS独自の附属書として参考情報として記載していたが、今般、それらの内容に対応する国際規格のISO 10360-13:2021(Geometrical product specifications (GPS) - Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS) - Part 13: Optical 3D CMS)の発行に伴い、JISにおいても対応する規格としてJIS B 7440-13を制定することとし、それらよって規定に重複が生じることから、重複内容を削除し、制定予定のJISを引用・参照する内容に改める必要がある。このような状況から、規格利用者の利便性のため、また、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。		、次のとおり。 さとして記載していた光学式距直交形座標測定機の検査、による検査などについて、そこ含したJIS B 7440-13の制定の附属書を削除する。 の附属書を参照している箇所Sの引用・参照に置き換える。	ISO 10360-8:2013	DT 第2条の該当号: 4(検査方法) 対象事項: 光学式座標測定機	法律の目的に 適合している。 欠点: 、いずれも該当しない。	基礎的•基盤的分野		一般財団法人日本規 各協会のWG	6月 17.040.30 5

認定 産業標制第 準作成改 機関 委員会 廃	定/ 正/ 規格番号 E止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 選定基準1 選定基準1	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開 (WG) 予定	見始 ICS番号 作業 段階
JSA 02 計 改立 測計量	正 B7554	電磁流量計	flowmeters	にの規格は、工業用電磁流量計の原理、構成及び機能、性能、性能試験方法並びに使用方法について規定したものであり、ISO6817:1992及びISO 9104:1991を対応国際規格として1997年に改正された。その後、電磁流量計の基本技術に大きな更新はないものの、周辺技術においては各種の進歩があり、特に、測定誤差及び流量特性に関して、現在の電磁流量計に求められるニーズに合わなくなっている。また、2017年には、ISO6817とISO9104を廃止・統合しISO 20456(導電性液体の電磁流量計の使用指針)が制定されたことから、国際市場の要求に適合させるため、当該国際規格との整合を図ることも求められていることから、この規格を改正する必要がある。 【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、最近の技術実態が反映されることから、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。	発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、利用者にとっての製品の信頼性向上につながる。	主な改正点は、次のとおり。 1.接液部(ライニング)の材料を現在実際に使用しているされている材質に変更する。これに加えて、温度などに対する耐性の規定を追加する。 2.一般的な校正が主流となったために、流量計設置における厳格な配管レイアウト条件を廃止する。 3.流量計の校正、妥当性確認及び検証に関する規定を追加すとともに、一般的な校正設備における校正方法を定義する。	— ISO 20456:2017, Measurement of fluid flow in closed conduits — Guidance for the use of electromagnetic flowmeters for conductive liquids	MOD 第2条の該当号:	活体の目的に 適合している。 ア、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電 気計測器工業会の WG	月 17.120.10 5
JSA 05 電 改立	正 B8102	蒸気タービン一受渡試験方法	Steam turbines—Acceptance test	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に関するタービン室熱効率又は熱消費率などの保証値を実証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2012年の最終改正から10年以上が経過しており、基礎となるIEC 60953-2:1990は、多様化する蒸気タービンの構成及び精度に対し単一の性能試験規格によって対応することができなくなり、新たな基本規格と各種追加の部規格とを組み合わせる規格体系への変更が行われた。これによって、対応国際規格であったIEC 60953-0:2022、限ules for steam turbine thermal acceptance tests - Part 0:Wide range of accuracy for various types and size of turbineに置き換えられた。また、予測される試験結果測定不確かさの低減について、"コンバインドサイクルの復水タービン"などの低減要因の追加が行われている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、現状に即した素気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。 さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格をIEC 60953-0:2022に変更し、内容を反映する。 ・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・用語の追加(「原子力用熱負荷容量」など)・予測される試験結果測定不確かさの低減について要因を追加する。	— IEC 60953-0:2022	MOD 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 蒸気タービン	活律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原 子力発電技術協会の WG	7月 3

認定 産業標機関 変員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	川定・改正 エ伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の(産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 選定基準5 (国が主体的に取り組(市場適合性に関すむ分野の判断基準) る判断基準)	」JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電気			turbines—Acceptance test—Thermal performance verification tests of retrofitted steam turbines	この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に、幾つかの設備変更を伴う改造を行った改造蒸気タービンの性能確認方法について、タービン全体又はタービン部品の改造による性能保証値を実証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の制算方法について規定したものであるが、2004年の制定から約20年が経過しており、近年の技術進歩に伴い、対応国際規格群においては規格体系の見直しが行われた。これによって、対応国際規格であるIEC 60953-3:2022は、引用する基本規格がIEC 60953-2:1990からIEC 60953-0:2022に改訂され、保証タイプについての指針が追加され、測定の不確かさはIECガイド98により整合するなどの改訂も行われている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	この規格の改正によって、現状に即した蒸発を一ビン設備の受渡試験方法について 共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。 さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・測定方法の見直し ・保証タイプの詳細な指針を追加 ・測定の不確かさはIECガイド98により整合させる。			第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 蒸気タービン	法律の目的に 適合している。 欠点:	国際標準をJIS化する もの	5 一般社団法人火力原 子力発電技術協会の WG	
JSA 06 電子	改正 C0806-2	自動実装部品の包装ー第2部:ラジアルリード線端子部品の連続テープによる包装	Packaging of components for automatic handling—Part 2: Tape packaging of components with unidirectional leads on continuous tapes	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2本以上のラジアルリード線端子をもつ電子機器用のテープによる包装について規定した規格で、IEC 60286-2:2015を基にしたものである。また、この規格は、我が国が得意とする自動実装機とも密接に関係しており、これらの部品の輸送・保管・自動実装などへの影響度の大きい規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60286-2において、部品大客の規定において、製造実態に即して、16品"の判定基準を改定し、また、3つもの地の規格を一覧表に集約し規格を理解しやすくするための規格を一覧表に集約し規格を理解しやすくするためこの規格を活用する関係者への周知、流通の円滑化などのために、対応国際規格とJISとの整合をとった改正を行う必要がある。	【期待効果】 JISの早期の改正によって規定内容の普及を図ることで、受渡当事者間の意思疎通がより図られ、部品の輸送・保管・自動実装における関係者間での取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・"部品の欠落"の"良品"規定で、より実態に即した内容とするため、"欠落部品が連続3個以下"から"欠落部品が連続3個以下"に改め、図でも明記する。 ・現行規格で"記号"及び"寸法"の箇条で規定している内容を、"寸法及び具体的な要求事項"として規定するなどの規格構成を改めるとともに、部品・デバイスの各寸法の規定を一覧表としてまとめた規定とする。	- IEC 60286-2:2022	IDT	第2条の該当号: 3(包装の形状、包装 (包装、性能、包装 方法) 対象事項: 自動実装部品	法律の目的に 適合している。 ・	国際標準をJIS化するもの	る一般社団法人電子情報技術産業協会の WG	31.020;31. 4

認定 産業標 準作成 委員会	. 制定/ . 改正/ 規格番号 . 廃止		JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に	定・改正 半う廃止 JIS 及び名称	り怪皮	夏 選定基準1 『(JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 選定基準5 (国が主体的に取り組(市場適合性に関 む分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		第3部:表面実装部品の	for automatic handling - Part 3: Packaging of surface mount components on continuous tapes	この規格は、電子回路に用いるリードなし形又はスタンプリード形の表面実装部品の、自動実装に用いるためのテーピングの要求事項について規定した規格で、IEC 60286 -3:2019を基としたものである。また、この規格は、我が国が得意とする自動実装機とも密接に関係しており、これらの部品の輸送・保管・自動実装などへの影響度が大きい規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60286-3において、国際市場の実態、また、技術進歩に対応して、極小部品である0201Mの追加、エンボステープ・対法の追加、JIS C 0806-301に規定の表面実装部品テーピングのカバーテープの引き剝がし時の静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法を追加するなどの改訂を2022年に行った。このため、JISにおいてもこれらの状況に対応して、この規格を活用する関係者への周知、流通の円滑化などのために、対応国際規格とJISとの整合をとった改正を行う必要がある。	JISの早期の改正によって規定内容の普及を図ることで、受渡当事者間の意思疎通がより図られ、部品の輸送・保管・自動実装における関係者間での取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待される。	義を補足説明している"寸法記号の対応一覧表"において、電子部品(コンデンサ、抵抗器)の極小部品である0201M (0.25mm×0.125mm)を追加する。 ・"テーピング包装のための要求寸法"の"タイプ3ー送り穴が2列のエンボステープ (公称テープ幅の32 mm~200 mm)"、及び"リールの要求事項"の"リール穴の寸法"において、現行JISの対応国際規格IEC 60286-3:2019と米国電子工業会(EIA)規格EIA-481-F(4 mm Through 200 mm Embossed Carrier Taping and 8 mm & 12 mm Punched Carrier Taping of Surface Mount Components for Automatic Handling)との整合化による結果として、72mmのエンボステープ寸法の許容差、及びリール穴寸法を変更する。また、"リールドライブ穴の寸法"を推奨事項として新たに規定する。・テーピングのカバーテープの引き剝がし時の静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法を、参考として追加する。	IEC 60286-3 :2022	IDT	第2条の該当号: 3(包装の種類、形 状、可法、 包装方法) 対象事項: 自動実装部品	法律の目的に 適合している。 ア,イ,ウ,エ,オ,キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するの。		31.020;31. 4
JSA 05 電気	改正 C1302	絶縁抵抗計	Insulation resistance testers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 61557-1:2007及びIEC 61557-2:2007を基に、電池を内蔵する定格測定電圧1000V以下の絶縁抵抗計について規定した規格である。 IEC 61557-1及びIEC 61557-2は、低電圧配電システムのさらなる安全性の向上、測定不確かさの他規格との整合、測定カテゴリに関する要求事項の追加などを取り込み、2019年に改正された。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。		主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格の改正に伴い"測定不確かさ"及び"定格表示値"を追加する。 ・要求事項において、対応国際規格の改正に伴い動作不確かさの算出式を変更する。また、使用者の安全性向上のため製品へ定格対地電圧及び測定カテゴリの表記要求を追加する。 ・環境の影響として、使用者の安全性向上のためハザード指示器並びに残留電圧放電時の要求事項及び試験方法の記載を追加する。	IEC 61557-1:2019、IEC 61557-2:2019		第2条の該当号: 1(種類、型式、性能、耐久度、) 対象事項: 絶縁抵抗計	法律の目的に 適合している。 欠点: vvずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	る 一般社団法人日本電 気計測器工業会の WG	

認定 産業標 制定/ 準作成 改正/ 規格番号 委員会 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 号 国際規格 との対応 の程度	夏 選定基準1 『(JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電 改正 C1610	熱電対用補償導線	compensating cables for thermocouples この規 2012年 図り改 類及で C 161)規格は、熱電対用補償導線について規定しており, 2年に対応国際規格のIEC 60584-3のED2との整合を	を増やすことが可能となる。本質安全防災に関する補償導線の被覆の色を整合させ、使用者の安全に寄与することができ	・許容差(箇条5) クラス1及びクラス2を変		CC 60584-3:2021	MOD	第2条の該当号: 第1号(種類、性能及び構造) 対象事項: 熱電対用補償導線	法律の目的に 適合している。		国際標準をJIS化する もの	一般社団法人日本電 気計測器工業会の WG	2022年4月 1	7.200.20 5
JSA 05 電 改正 C2330	コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム	また、 として 2151 に、 際規 に、 を実 を実	定・改正する理由(必要性)】 の規格は、コンデンサの誘導体として用いる表面平滑又 胆面フィルム及び両者をコロナ処理した二軸延伸ポリプ 『レンフィルムについて規定したものである。 下、電気自動車及びハイブリッド自動車(以下、xEVといる)が急速に普及しており、電動機制御用のコンデンサフィンとして、この規格のフィルムが用いられていることから、ルムの生産量も飛躍的に増えている。また、欧州(EU)で2035年にゼロエミッション車のみの販売とする規制を発しまけるなど、今後は世界的にフィルムを薄くすることによって、コデンサの小型化及び電気容量増大が図られることから、/用コンデンサは自動車メーカーの要求によりフィルムの関心が進んでいる。こうした状況において、現行JISでのルム厚さの最小値は2.5 μmと規定されているものの、生は2.3 μ mが主流となっており、市場の実態に即した対応必要となっている。 にて引用されているJIS C に電気用プラスチックフィルムの品質・性能の試験方法で引用されているJIS C は電気用プラスチックフィルム試験方法)が、2019年我が国の固有技術を反映することで改訂された対応には、1(電気用プラスチックフィルム試験方法)が、2019年我が国の固有技術を反映することで改訂された対応によいの規格の対応国際規格であるIEC60674-3-1も試験方法といまとなっているため、当該JISを改正する必要があ		主な改正点は、次のとおり。 1)フィルムの種類において、市場要求と技術的進歩を反映するため、3種の推奨する。 厚さに 2.0μm及び2.3μmを追加する。 2)2種のスペースファクター推奨値を"(10 生3)%"から"(10±5)%"に改める。 3)試験方法において引用しているJIS C 程151(対応国際規格:IEC 60674-2)の改正を踏まえ、マイクロメータ法厚さとスペースファクター試験法は個別に規定していたが、JIS C 2151(対応国際規格:IEC 60674-2)の改正によりこれらの試験法が追加されたため、JIS C 2151を引用する。		CC 60674-3-1:2021	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能) 対象事項: コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム	法律の目的に 商合している。 カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学 会のWG	2022年7月 2	9.035.20 5

認定 産業標機関 準作成	制定/改正/規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 選定基準2 選定基準3 (JIS法第2条の産業標 (JIS法第1条の (産業標準化の 準化の対象) 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 利 (国が主体的に取り組 (市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 で (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子	改正 C2570-1	直熱形NTCサーミスター第1部:品目別通則	temperature coefficient thermistors - Part 1: Generic specification	この規格は、半導体特性をもつ遷移金属酸化物によって作られる直熱型の負温度係数サーミスタの品質評価、また、その他の目的として品験方法について規定した規格で用いる用語、検査手順及び試験方法について規定した規格は、基とした国際規格が、我が国からの提案によって2022年12月に改訂され、"はんだ槽法"の試験規定の追加、初期測定の検査項目の追加などの変更が行われた。このような状況から、我が国の実態に即した提案が国際規格へ反映された内容をJISへも取り込む必要があり、対応国際規格との整合を図ってJISを改正する必要がある。	いるサーミスタの規格であり、対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	て、試験に用いるはんだ合金及びフラックラが明確になっていなかったため、JIS C 60068-2-20及びJIS C 60068-2-58で規定されている、はんだ付け試験方法のはんだ合金及びフラックスの規定を新たに追加する。・"固着性(表面実装形NTCサーミスタ)の試験"において、試験を実施するために必要な「初期測定」がなかったため、「初期測定」の規定を追加する。			第2条の該当号: 1(形状、型式、寸法、 構造、品質、等級、性能、耐久度) 対象事項: NTCサーミスタ	- 国際標準をJIS化するもの 一般社団法人電子情報技術産業協会の WG 2023年7月報技術産業協会の WG	31.040.30 4
JSA 05 電気	改正 C2812	機器取付け用レール		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 60715:1981を基に、交流1 000 V以下又は直流1 500 V以下で使用する継電器、接触器、開閉器、工業用端子台などの電気機器を取り付ける機器取付け用レールの種類、形状、性能及び試験方法ついて規定したものである。対応国際規格は、2017年の第2版の改訂で、保護導体として使用するレールの電気的機能について、保護導体場子台への接続は、IEC 60947-7-2 (Low-voltage switchgear and controlgear — Part 7-2: Ancillary equipment — Protective conductor terminal blocks for copper conductors) (JIS C 8201-7-2が対応)に従うことが追加され、端子台による不安全の対策が強化された。また現行JIS は、1998年の改正であり規格構成が現在の対応国際規格とは大きく異なり、利便性が損なわれている。このような状況から、対応国際規格との規定のかい(乖)離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。		主な改正点は、次のとおり。 "適用範囲"において、従来は明記されていなかったが、保護接地用として使用される町付けレールの電気的機能がJIS C 8201-7-1に規定されていることを追加する。	IEC 60715:2017	MOD	第2条の該当号: 法律の目的に 利点: ア、イ、ウ、キ性能) 対象事項: 機器取付け用レール 機器取付け用レール	国際標準をJIS化する 気制御機器工業会の WG 2024年4月 気制の機器工業会の WG 2024年4月 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

認定 産業標 機関 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果 規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 が選定を基準1 選定基準1 との対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的) 選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電 気	改正 C3002		electrical copper and aluminium wires	この規格は、各種の電線、ケーブル及びコードに用いる電気用銅線及び電気用アルミニウム線の試験方法について規定したものである。前回の改正から30年以上が経過しており、電気抵抗の測定において規定している測定方法が旧来の手法に限定され、より精度の高い手法が採用できない状況にあるなど、最近の技術・市場との乖離が生じている。このため、我が国の最近の技術・市場の実態に即し、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、我が国 の最近の技術・市場の実態が反うとが可含したおいる。 ことから、製品試験を合理化することが可常能となり、生産性の向上及び取引の円滑化に寄与することが期待できる。		無 第2条の該当号:	法律の目的に 適合している。欠点:		生産統計等によって、市場におびきるものの	一般社団法人日本電 線工業会のWG	
JSA 05 電 i	改正 C3216-2	巻線試験方法-第2部: 寸法(追補1)	Winding wires—Test methods—Part 2: Determination of dimensions(Amendment1)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の寸法の測定方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-2:2009及びAmd1:2015に基づいて、2019年に改正された。その後、対応国際規格が、製品の品質向上のため、エナメル平角線の両側融着厚さを測定する試験方法を新たに追加し、2019年にAmd2が発行された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・エナメル平角線の寸法に関する試験方法が新たに規定されることから、製品の品質の上する。 ・国際規格との整合が図られることから、取引が円滑化し、市場が活性化する。	- IEC 60851-2:2009 +Amd1:2015+Amd2:2019	MOD 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 巻線	法律の目的に 適合している。欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電 線工業会のWG	29.060.10 4

認定産業標	制定/	- 110# 0 # 11			#0.4± \$1. E1		制定・改正対応する国際規格番号	対応する国際規格) 選定基準1	選定基準2 選定基準3	選定基準4 選定基準5 IIS素案作成委員会 作成開始	ICC平日 作業
機関準作成委員会	設定/ 規格番号 廃止		JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果						選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 予定	
JSA 05 電	改正 C3216-5	巻線試験方法-第5部:電気的特性(追補1)	methods - Part 5 : Electrical properties (Amendment1)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の電気的特性の試験方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-5:2008及びAmd1:2011に基づいて、2019年に改正された。その後、対応国際規格が、試験方法の合理化を図るため、インライン高圧均一性試験の欠陥検知電流を変更し、2019年にAmd2が発行された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・試験方法が合理化されることから、生産性が向上する。 ・国際規格との整合が図られることから、取	主な改正点は、次のとおり。 ・インライン高圧均一性の試験装置において、最近の技術の実態を踏まえ、欠陥検知電流を、試験電圧によらず全て18 μ Aに改める。	+Amd1:2011+Amd2:2019	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 巻線	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	一 国際標準をJIS化する一般社団法人日本電 2023年7月 もの	29.060.10 4
JSA 06 電子	改正 C5101-13	電子機器用固定コンデンサー第13部: 品種別通則: 固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ	dielectric metal foil d.c. capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする品種別通則で、誘電体にポリプロピレンフィルムを用い、電極に金属はくを用いた直流用固定コンデンサについて規定したもので、IEC 60384-13:2006を基にしており、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されている。このコンデンサに用いる誘電体フィルムのポリプロピレンフィルムの薄膜化開発、技術進歩が目覚ましいため、このような技術の実態に即して試験温度、試験期間などの規定値が改訂され、2020年11月に対応国際規格が改訂された。このような状況からJISにおいても、国際規格と整合させ、最新技術及び市場の実態に即した改正を行う必要がある。		主な改正点は、次のとおり。 ・推奨特性において、"推奨耐候性カテゴリ"及び"定格温度"の"カテゴリ上限温度"を、高耐熱化による定格温度上限値の拡充に対応するため、"+85℃及び+100℃"から"*+85℃,+100℃及び105℃"へ変更する。・推奨特性において、"推奨耐候性カテゴリ"の"恒温恒湿(定常)の試験期間"を、信頼性確認の強化のため"10日,21日及び56日"から"21日及び56日"へ変更する。・この規格の親規格のJIS C 5101-1の箇条構成に合わせて、規格全体の構成を改める。		MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する	31.060.30 4

認定 産業標 準作成 委員会	制定/改正/規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関 む分野の判断基準) る判断基準)	す JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子	改正 C5101-14	サー第14部: 品種別通則: 電源用電磁障害防止間定コンデンサ	in electronic equipment —Part 14: Sectional specification—Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains	この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする品種別通則で、電源用電磁障害防止固定コンデンサについて規定したものである。この規格は、対応国際規格IEC 60384-14:2013を基に2014年に改正されたものであるが、その後の測定・試験技術の進展によって、高温・高湿試験、安全性の試験計画などの測定及び試験の手順などの変更・追加がされて2023年1月に改訂された。このような状況から、JISにおいても最新の測定・試験技術に対応した内容とするため、対応国際規格を基礎としてこの規格を改正する必要がある。	この規格は、我が国の電気用品安全法省令の技術基準に採用された、電子機器の安全要求事項を規定するJIS(例:JIS C 62368-1)に引用されており、また、世界の試験機関がこの規格の対応国際規格の対応国際規格の変更された箇条構成、最新の実現格の変更された箇条構成、最新の設定及び試験手順を反映することによって、市場の未然防止が期待できる。	合及びない場合の両方で試験実施することに改めるとともに、供試品の数を増やす規定・"安全性を要求する試験の計画"の一覧表に対して、試験群0に、メタライズドコンデンサの安全性の破を追加する。・"おいて、試験群0に、メタライズドコンデンサの安全性のの安全性の確認強化る。・"定格電圧(UR)の選択"において、現場に対して追加に対して連加でででである。では、一定でのでは、では、一定では、一定のでは、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定では、一定		IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 電子機器用固定コン デンサ	法律の目的に 適合している。 キ 欠点: 、いずれも該当しない。	国際標準をJIS化す もの	一般社団法人電子情報技術産業協会の WG	31.060.10 4
JSA 06 電子	改正 C5160-1	電気及び電子機器用固定電気二重層コンデントのでは、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間	Fixed electric double—layer capacitors for use in electric and electronic equipment—Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気及び電子機器用の主に直流に用いる固定電気二重層コンデンサの品質認証他の目的のために、品種別通則及び個別規格に用いる標準用語、検査手順及び試験法について規定する品目別通則である。この規格の対応国際規格IEC 62391-1:2015が改訂され、第3版が2022年10月に発行された。IEC 62391-1第3版では、"試験及び測定"の規定において、端子強度試験、受動燃焼性試験などで実態に即した規定内容に改訂された。このような状況から、実態に即した適切な試験を実施できるようにするため、対応国際規格を基礎としてこの規格を改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格の改訂内容を反映することによって、受渡当事者間の意思疎通が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・端子強度試験において、市場の現状に合わせるために、トルク強さを規定している表に、市場で使われているねじ径10及び12mmを追加し、それに対応するトルク厳しさ1及び厳しさ2をそれぞれ新たに追加する。 ・受動燃焼性試験において、追加する。 ・受動燃焼性試験において、動とさりでの試験はさりでする場合に対応する試験を超えるコンデンサでの試験を追加する。 ・現行規格の"5. 試験及び測定"の箇条を、六つの箇条("5. 試験及び測定"の6条の人の問題を追加する。 ・現行規格の"5. 試験及び別定"で7. 機大のの箇条で、割定の方とのの機大のの方との人のででででは、現実をといり、表に関するより、中ででは、表に関するがりやすくする。・地び、部内に対し、表に関するが、発出、表に関するが、表に関するが、表に関するが、表に関するが、表に関する。本述びに測定電流"において、対象に関定電流"に対象に対象を表していない。 ・対の場合の対象を記載する。	— IEC 62391-1 :2022		第2条の該当号: 1(種類,構造,品質,性能,耐久度) 対象事項: 電気ので電子機器用 固定電気 ニ重層コンデ	法律の目的に 適合している。 欠点: 、いずれも該当しない。	国際標準をJIS化す もの	一般社団法人電子情報技術産業協会の WG	31.060.10 4

認定 産業標機関 季員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 (JIS法第1条の (産業標準化の利 準化の対象) 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 でWG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		一第2部: 品種別通則:スルーホール基板実装 (THT) 用低電力皮膜固 定抵抗器	electronic equipment—Part 2: Sectional specification: Low power film resistors with leads for through—hole assembly on circuit boards (THT)	この規格は、リード線端子付き低電力皮膜抵抗器について規定したもので、IEC 60115-2:2014を基にしたものである。この規格の対応国際規格であるIEC 60115-2:は、近年の技術の実態に対応させて製品の寸法許容差の変更、試験ラックへの供試品の取付方法などの規定を追加するなどして2023年に改訂された。JISとしても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ、市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	び本体長さの寸法許容差を変更し、一部の製品寸法を削除する。 ・"試料の試験ラックへの取付け"において、取付方法をより明確とするため、試料を搭載したラックの図及びリード部の固定例の図を追加する。 ・製品の取付け状態を一定に保つため、リード線端子付き皮膜抵抗器の組立てに関するワークマンシップ(できばえ)への要求事項を新たに追加する。		IDT	第2条の該当号: は律の目的に 1(種類、形状、寸法、適合している。 足質、性能、耐久度) 対象事項: 低電力皮膜固定抵抗器 器	国際標準をJIS化する もの WG WG 2023年7月 報技術産業協会の WG WG WG PG PG PG PG PG	31.040.10 4
JSA 06 電子	改正 C5201-4	電子機器用固定抵抗器 - 第4部: 品種別通則: スルーホール基板実装 (THT) 用又は筐体取付け用固定高電力抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment—Part 4: Sectional specification: Power resistors for through hole assembly on circuit boards (THT) or for assembly on chassis	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする電子機器用固定抵抗器の品種別通則で、定格電力が1 Wを越え1 000 Wまでの電力で外部環境から保護するための外装又は塗装を施された電力形固定抵抗器について規定したものである。この規格の対応国際規格は、近年の技術の実態に即して、"室温の耐久性試験""目視検査"などにおいて、適切な試験条件を追加したり、個別製品規格に対する要求事項などを追加するなど、2020年に改訂がされた。このような状況から、JISにおいても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電気的特性の試験"室温での耐久性など"において、試験基板及び試験ラックへの取り付け状態での試験方法など詳細な条件を追加する。 ・"目視検査"として、個別製品規格に対する要求事項と判断基準とを規定する。 ・製品の取付け状態を一定に保つため、リード線端子付き高電力抵抗器の組立てに関するワークマンシップ(できばえ)への要求事項を新たに追加する。	— IEC 60115-4:2022		第2条の該当号: 法律の目的に 1(種類、形状、寸法、高質、性能、耐久度) 対象事項: 電力形固定抵抗器 に対すれも該当しない。	国際標準をJIS化する もの 一般社団法人電子情報技術産業協会の WG	31.040.10 4

認定 産業標機関 季員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 選定基準3 選定基準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		ター試験及び測定ー 第15-2 部:コネクタ試験 (機械的試験)ー 試験15b:ハウジング内の インサート保持	equipment—Tests and measurements—Part 15 -2: Connector tests (mechanical)—Test 15b: Insert retension in housing (axial)	この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験及び測定について規定したもので、IEC 60512-15-2:2018を基にしたものである。昨今の電気及び電子機器用コネクタ製品の急速な普及と多様性から、規定している既存の測定方法では十分ではないということで、IEC 60512-15-2:2018で	この改正によって試験方法、試験方法の標準化が進み、同一条件での結果について比較検討が可能になり、製造業者が異なる製品間のより正確な評価をできることが期待できる。また、国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施でき、我が国の国際競争力のある製品を提供可能となることが期待でき	理の規定を追加する。 ・"最終測定"に試料インサートの変位を記録するという規定を追加する。 ・対応国際規格と規格構成の整合を取り、	— IEC 60512-15-2:2018 II		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に 適合している。 大点: 大点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	る 一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	31.220.10 4
JSA 06 電子	改正 C5916-3	光ファイバ形分散補償器	fiber	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード光ファイバを用いた光伝送において屋内環境条件で使用するシングルモード分散補償光ファイバを用いた受動波長分散補償器(以下,光ファイバ形分散補償器という。)の定格、光学特性並びに環境及び耐久性特性について規定したもので、IEC 61753-141-2:2011を基に2013年に制定したものである。光ファイバ通信システムは、信報化社会を支えるインフラとして必要のであり、その長近化のために使用する光ファイバ形分散補償器は、ICT社会のさらなる発展に伴い、今後も多量導入が予想されている。光ファイバ形分散補償器の個別規格としては、2011年に第1版として発行されたIEC 61753-141-2の光ファイバ形分散補償器の個別規格としては、2011年に第1版として発行されたIEC 61753-141-2の光ファイバ形分散補償器の個別規格としては、2011年に第1版として発行されたIEC 61753-141-2の光ファイバ形分散補償器の個別規格としては、2011年に第1版として発展の別規格とは対している。表述によれている。光ファイバの規定内容と技術的な差異が生じている。また、耐環境性及び耐久性特性の試験項目[耐寒性、耐熱性、光ファイバクランプ強度(繰返し曲げ)、光ファイバクランプ強度(横方向引張り)]において、手人の試験条件に対クランプ強度(横方向引張り)]において、手人の試験条件に対かのまとしている。まのような状況から、これら技術的差異を解消し、技術の実態に即した内容とするために、JISを改正する必要がある。	器の調達が容易となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・環境及び耐久性特性において、使用の実態に即して"光ファイバクランプ強度(ねじり)試験"の規定を追加する。 ・環境及び耐久性特性において、耐寒性及び耐熱性の試験条件の挿入損失及るため、試験前後の測定に加えて「試験中に、1h以下の間隔で測定する。」旨を追加する。・環境及び耐久性特性において、光ファイバクランプ強度の軸方向引張り及び繰返し曲げの試験条件の挿入損失及び波長分散について、試験前後に測定する。」旨を追加する。	IEC 61753-141-2:2011, Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard - Part 141-2: Fibre optic passive chromatic dispersion compensator using single-mode dispersion compensating fibre for category C - Controlled environments		第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光ファイバ形分散補償器	活律の目的に 適合している。 大点: 大点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する もの	る 一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	

認定 産業標機関 季員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標(準化の対象) ネ	選定基準2 選定基準3 JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関 む分野の判断基準) る判断基準)	す JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		部:シングルモード光ファ	7 3: Single-mode fiber- pigtailed optical isolators	この規格は、屋内環境条件で光ファイバを用いた光伝送に使用する偏光無依存形光アイソレータの定格、光アイソレータが最低限満足する光学特性、耐環境性及び耐久性、表示、包装、並びに安全について規定したもので、2012年に発行されたIEC 61753-061-2を基に2018年に制	国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した光アイソレータの調達が容易となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 1)耐環境性及び耐久性において、光ファイバクランプ強度の特性項目の一つとして、「ねじり」の規定を追加する。 2)耐環境性及び耐久性において,全ての特性として偏光験前後の光学特性として加え、要求される偏光体存性損失の性能を規定する。 - 耐熱性 - 耐熱性 - 耐湿性(定常状態) - 温度サイクル - 耐衝撃性 - 光ファイバクランプ強度(繰返し曲げ) - 光ファイバクランプ強度(ねじり) - 光ファイバクランプ強度(ねじり)	- IEC 61753-061-2:2020		第2条の該当号: 注述 1(性能) 対象事項: 光受動部品	活合している。 利点: ア、ナ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化す もの	る 一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	
JSA 06 電子	改正 C5952-1	則		【制定・改正する理由(必要性)】 2008年に発行されたこのJISは、光伝送用能動部品のパッケージ及びインタフェースの通則について規定したもので、2002年に第1版として発行されたIEC 62148-1(Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 1: General and guidance)を基に作成された。 最新のIEC第2版(2017年)において、箇条4「光能動部品の分類」の光インタフェースに関して、従来の「光ファイバコネクタ形」及び「光ファイバビグテイル形」に加え「自由空間光結合形」を追加する改正が行われた。自由空間光結合形は、集積型光部品などで近年多く使用されるようになってきており、光インタフェースの分類に加えることが必須となっていた。この光インタフェースの追加変更に伴い、光インターフェースの種類を識別する「タイプ番号」の変更及びそれに係る仕様の追加が生じ、そのタイプ番号の誤引用を回避するために改正する必要がある。	【期待効果】 この改正により、光インタフェースに関する「タイプ番号」の誤引用を回避するだけなく、対応国際規格に整合させることによって、正しい認知が定着することにより、海外も含めた市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・光能動部品又はデバイスの分類において、"自由空間光結合形"の追加によって生じた「タイプ番号」の追加及び変更をする。 ・光インタフェース仕様において、タイプ番号追加による変更をする。 ・電気インタフェース仕様において、タイプ番号追加による変更をする。	— IEC62148-1: 2017		第2条の該当号: 注	は (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	ー IEC規格のJIS化	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.01 4

認定 産業標準作成 委員会	制定/ , 改正/ 規格番号 . 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	制定・改正 規定項目又は改正点 制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 選定基準 (JIS法第2条の産業標(JIS法第1章 準化の対象) 法律の目	[2 選定基準3 系の (産業標準化の利 的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 (国が主体的に取り組 (市場適合性に関す る判断基準) (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		のピンSFF形光トランシーバ	components and devices - Package and interface standards - Part 2: SFF 10-pin transceivers	この規格は、MT-RJコネクタ付10ピンSFF形光トランシーバーの物理インタフェース仕様について規定したもので、2003年に制定されたIEC 62148-2を基に2008年に制定されている。この規格が対象としている10ピンSFF形光トランシーバ関連のJISには、この規格のほかに、JIS C 5952-7及びJIS C 5952-9があるが、対応国際規格IEC 62148-2の2010年の改訂の際に、JIS C 5952-7の対応国際規格 (IEC 62148-7:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 7: SFF LC 10-pin transceivers)及びJIS C 5952-9の対応国際規格 (IEC 62148-9:2003 Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 9: SFF MU duplex 10-pin transceivers)が包含されて一つの規格となった。またその際に、IEC 62148-7及びIEC 62148-9は廃番となったため、現状10ピンSFF光トランシーバ関連のJISとIEC文書との対応関係に不整合が生じている。これによる混乱を連げるために、国内においても、JIS C 5952-7及びJIS C 5952-9をJIS C 5952-2に纏める形で改正する必要がある。またこれに伴い、JIS C 5952-7及び JIS C 5952-9は廃止する。	この規格を改正することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待される。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な改正点は次のとおり。 ・既存JISの10ピンSFF形光トランシーバ規格 は、コネクタ形状によって個々の規格が制定 こされている[JIS C5953-2はMT-RJ(F19形) コネクタ、JIS C 5953-7はLCコネクタ、及び JIS C 5952-9はMU(F14形)コネクタ]が、関連性の高いこの3規格を一つにまとめる。 ・対応国際規格のIEC 62148-2ごは、上記3 種類のコネクタタイプを包含しているため、 JIS C 5952-7及びJIS C 5952-9については、この規格の発行と同時に廃止する。	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、構造) 対象事項: 光送受信モジュール	利点: 不,ウ、カ、キ 欠点: 次点: い。	一 国際規格をJIS化するもの	
JSA 06 電子	改正 C5952-3	光伝送用能動部品ー パッケージ及びインタ フェース標準 - 第3部:2 0ピンSFF形光トランシー バ		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、MT-RJコネクタ付20ピンSFF形光トランシーバの物理インタフェース仕様について規定したもので、2003年に制定されたIEC 62148-3を基に2008年に制定されている。 この規格が対象としている20ピンSFF形光トランシーバ関連のJJSには、この規格のほかにJJS C 5952-8及び JJS C 5952-10があるが、対応国際規格IEC 62148-3の2010年の改訂の際に、JJS C 5952-8の対応国際規格 (IEC 62148-8:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 8: SFF LC 20-pin transceivers)及びJJS C 5952-10の対応国際規格 (IEC 62148-10:2003 Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 10: SFF MU duplex 20-pin transceivers)が包含されて一つの規格となった。またその際に、IEC 62148-8及びIEC 62148-10は廃番となったため、現状20ピンSFF光トランシーバ関連のJJSとIEC文書との対応関係に不整合が生じている。これによる混乱を避けるために、国内においても、JJS C 5952-8及びJJS C 5952-10をJJS C 5952-3に纏める形で改正する必要がある。またこれに伴い、JJS C 5952-8及びJJS C 595		主な改正点は次のとおり。 ・既存JISの20ピンSFF形光トランシーバ規格 は、コネクタ形状によって個々の規格が制定 されている[JIS C 5953-8はLCコネクタ、及び JIS C 5952-10はMU (F14形)コネクタ]が、 関連性の高いこの3規格を一つにまとめる。 ・対応国際規格のIEC 62148-3では、上記3 種類のコネクタタイプを包含しているため、 JIS C 5952-8及びJIS C 5952-10については、この規格の発行と同時に廃棄する。	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、構造) 対象事項: 光送受信モジュール	利点: ア、イ、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化する もの という	

認定 産業標 機関 準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に伴	・改正 う廃止 対応する国際規格番号 国際規格 及び名称 との対応 の程度	及 選定基準1 選定基準2 (JIS法第2条の産業標 (JIS法第1条の (産業標準化の系 準化の対象) 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 選定基準5 川(国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 ICS番号 作業 予定 段階
JSA 06 電 日子		フェース標準 - 第12部: 同軸形高周波コネクタ付	components and devices - Package and interface standards - Part 12: Laser transmitters with a coaxial RF connector	この規格は、高速光伝送装置に用いられる同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュールの物理的インタフェースの互換性を確立することを目的として、その仕様にねついて規定したものである。対応国際規格IEC 62148-12 (Laser transmitters with a coaxial RF connector)が、Amendment1を取り込むためにEd. 1.0:2004からEd. 1.1:2022に改訂され、体系見直しによる引用規格(IEC 60169-15からIEC 61169-15〜)の入替え及び対象とする同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュールのデバイス分類上の区分変更(タイプ5からタイプ7〜)があった。国内においても、国際規格との整合性を図るとともに、技術の実態に即して改正する必要性があることから、このJISを改正する必要がある。	a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	・分類において、同軸形高周波コネクタ付半 導体レーザ送信モジュールがタイプ1からタ イプ6のいずれにも当てはまらないことが分 かったため、「タイプ5」から「タイプ7」に改め る。	components and devices - Package and interface standards - Part 12: Laser transmitters with a coaxial RF connector	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造) 満合している。 ア、イ、ウ、オ 次点: 火ボ がずれも該当しない。	€.00	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	2024年4月 2
JSA 06 電 子	改正 C5953-3	光伝送用能動部品-性 能標準-第3部:40Gbit /s帯変調器集積形半導 体レーザモジュール	Fiber optic active components and devices — Performance standards — Part 3: Modulator—integrated laser diode transmitters for 40 Gbit/s fiber optic transmission systems	【制定・改正する理由(必要性)】 s この規格は、40 Gbit/s 帯の 2 値光強度変調符号を用いた光伝送システム用変調器集積形半導体レーザモジュールの性能標準について規定している。光アクセス網用の光に送用能動部品の性能標準として2014年に第2版として発行されたIEC 62149-3:2014 が2020年に改版され、RF反射損失測定周波数定義の見直しなど、業界の実態に合わせて技術的な修正が加えられた。国内も同様の状況であることから、対応規格であるJIS C 5953-3 も改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することにより、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格を見直しする(JIS C 61300シリーズ→JIS C 60068シリーズ、MIL-STD -883K→MIL-STD-883-1)及び追加(JIS C 61300-2-4)。 ・略号を追加又は削除する。 ・RF反射損失の測定周波数定義を見直し変更する(作XGHz→光伝送システム要求に基づいて規定)。 ・配線図の誤りを修正する。 ・ピッグテール(引張)強度の試験条件を見直し変更する(引張力を光ファイバ分類に従って規定)。	IEC 62149-3:2020及び Corrigendum 1:2021(本規格はIECで改訂中であり、最短で2023年7月に IEC 62149-3:2023として発行される。その際は、その最新版を参照する。)	第2条の該当号: 法律の目的に 適合している。 対象事項: 光伝送用能動部品		一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	2023年7月 33.180.20 4

認定 産業標 制定/ 機関 準作成 改正/ 規格番号 委員会 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 対応する国際規格番号 及び名称 JIS	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 連化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
子	州元トグンン一へ	components and devices —Performance standards — Part 4: 1300 nm fiber optic transceivers for Gigabit Ethernet application	この規格は、ギガビットイーサネットに用いる1300 nm光伝送用トランシーバの性能標準について規定している。1300 nm 帯ギガビットイーサネット用の光伝送用能動部品の性能標準として2010年に第2版として発行されたIEC 62149 -4:2003)が2022年に改版され、絶対最大定格定義の見直し及び光出力(多モードファイバ)仕様値の見直しなど、最新動向に合わせて技術的な修正が加えられた。国内も同様の状況であることから、対応規格であるJIS C 5953-4 も改正する必要がある。	り、から、取りの円債化も期待できる。 b)製造者や利用者間における製品の相 互接続性の確保に寄与することで、市場 の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・記号及び略号を追加及び修正する。 ・絶対対大定格定義を見直し及び条件を変更する。 ・動作環境及び条件を変更する。 ・機能仕様の項目を削除及び仕様数値を変更する。 ・特性評価試験表の構成を変更、項目を削除、及び判定基準値を見直し変更する。 ・信頼性試験一覧表の構成を変更及び備考を見直し変更する。	— IEC 62149-4:2022 RLV	IDT 第2条の該当号:	法律の目的に 適合している。 ヤ点: 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.20 4
JSA 06 電 改正 C5953-5 子	光伝送用能動部品一性能標準一第5部:半導体レーザ駆動回路及びクロックデータ再生回路内蔵ATM-PON用光トランシーバ		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気信号と光信号との相互変換に用いられる光トランシーバの性能標準について規定している。特に、ITU-T Recommendation G.983.1及びIEEE 802.3で通信の仕様が規定されている非同期転送モードパッシブ光ネットワーク (ATM-PON)システムにおいて用いられる光トランシーバを対象としている。この規格の対応国際規格IEC 62149-5の2020年改訂の際、分類の変更のため、箇条4の分類の記載が削除となるなど、現状ATM-PONシステムに用いる光トランシーバの性能標準にかかるIEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じており、JISにも技術的内容の変更が必要となっている箇所が生じている。このような状況から、近年の技術の実態に即した内容とするため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 分類において、電気インタフェースと光イ ンタフェースとの種類の組合せによって分類 できる光トランシーバのタイプについて玉つ のタイプを例示していたが、対応国際規格 の改訂に合わせて光トランシーバのタイプに ついて定義しているJISを記載するのみとし た。 b) 引用規格において、廃止されたJISは削除し、それに代わり制定されたJISを記載し た。	IEC 62149-5: 2020, Fibre optic active components and devices - Performance standards - Part 5: ATM-PON transceivers with LD driver and CDR ICs	性能)	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	

認定 産業標 制定/ 機関 準作成 改正/ 規格番号 委員会 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に	定・改正 対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り約 む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電 改正 C5954-2	ランシーバ	components and devices Test and measurement procedures - Part 2: ATM-PON transceivers	この規格は、JIS C 5954規格群の一部であり、電気信号と光信号との相互変換に用いられる光トランシーバの光電気特性の試験及び測定手順について規定している。特に、ITU-T Recommendation G.983.1で通信の仕様が規定されている非同期転送モードパッシブ光ネットワーク (ATM-PON) システムで使用する光トランシーバを対象としている。この規格の対応国際規格IEC 62150-2の2010年改訂の際、ネットワーク拡大により光トランシーバの試験をより精緻に実施する必要が生じたため、7.3.3 平均出力の測定方法におけるパワーメータの飽和入力が平均出力の2倍以上を必要とする変更があった。このため、現状ATM-PONシステムに用いる光トランシーバの光電気特性の試験及び測定手順にかかるJISとIEC規格との対応関係に不整合が生じている。このような状況から、近年の技術の実態に合わせ、対応国際規格との整合を図るために、このJISを改正する必要がある。	り、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・平均出力の測定方法において、対応国際 規格に合わせて、出力光平均パワーを測定 する際に使用する光パワーメータの飽和光 パワーについて出力光平均パワーの2倍より 高いことを必要とする旨の規定を追加する。	IEC 62150-2:2010,Fibre optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 2: ATM-PON transceivers	MOD 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する もの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	
JSA 06 電 改正 C5964-4 子	光ファイバコネクタかん合標準-第4部:SC形光ファイバコネクタ類(F04形)	Fiber optic connector interfaces – Part 4:Type SC connector family(F04 Type)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2013年に第2版として発行されたIEC 61754-4 (以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容を変更して2014年に改正された。 その後、業界の動向に合わせて、用語及び定義、光学互 技標準との整合、光ファイバアダプタの取付穴寸法が新た に追加された対応国際規格の第3版が2022年に改訂され た。 光学互換標準との整合は重要であり、また光ファイバアダ プタの取付穴寸法は光ファイバアダ プタの取付穴寸法は光ファイバアある。 対応国際規格の最新版に合わせたJISに改正することで関 連JISを含めた規格の整合を図る必要がある。	【期待効果】 SC形光コネクタは光通信システム、FTTH、データセンタなどに多く用いられている。対応国際規格の最新版と整合させることによって、業界の混乱を避け、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化が期待され、市場を活性化する効果がある。	主な改正点は、次のとおり。 ・かん合標準において、光学互換標準との整合及び改訂された対応国際規格との整合を図るため、かん合部の寸法を示している表 11(単心)及び表12(2心)の寸法AにJIC に5965-3-2を引用する。 ・かん合標準において、改訂された対応国際規格との整合を図るため、表3(単心光コネクタプラグ(プッシュプル,直角 PC 端面)かん合部の等級ごとの A 寸法)の等級Amの記載内容を変更し、表8に等級Cmを追加する。	IEC 61754-4:2022, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Fibre optic connector interfaces – Part 4: Type SC connector family	(MOD 第2条の該当号: 1(種類、型式、形状、 寸法、構造、等級) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に 適合している。欠点: 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化する もの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.20 5

認定 産業標 準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に	定・改正 半う廃止 ガ応する国際規格番号 国際規 との対 の程度	する 選定基 見格 対応 進化の 変化の 変化の 変化の でである。	基準1 選定基準2 選定基準3 系の産業標 (JIS法第1条の (産業標準化の利 対象) 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関すむ分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 では分野の判断基準) では、 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		標準一第6部:MU形光 ファイバコネクタ類(F14 形)	interfaces—Part 6: Type MU connector family (F14 Type)	この規格は、2013年に第2版として発行されたIEC 61754-6 (以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容を変更して2014年に改正された。その後、業界の動向に合わせて、用語及び定義、光学互換標準との整合、光ファイバアダプタの取付穴寸法が新たに追加された対応国際規格の第3版が2022年に改訂された。 光学互換標準との整合は重要であり、また光ファイバアダプタの取付で寸法は光ファイバアダプタの取付強度試験を実施する際に必要な規定内容である。対応国際規格の最新版に合わせたJISに改正することで関連JISを含めた規格の整合を図る必要がある。	MU形光コネクタは光通信システム、データセンタなどに多く用いられている。対応 国際規格の最新版と整合させることによって、生産・取引の合理化・効率化,取引の円滑化が期待され、市場を活性化する効果がある。	用光コネクタプラク(8 度斜め PC 端面)かん合部の寸法)、表38(単心光コネクタプラかんの寸法)、表39(4.5 mm ピッチ 2 心光コネクタブラグ(プッシュプル,8 度斜め PC 端面)かん合部の寸法)及び表40(6.25 mm ピッチ 2 心光コネクタプラグ(プッシュプル,8 度斜め PC 端面)かん合部の寸法)のででででででででででででででででででででででででででででででででででで	IEC 61754-6:2022, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Fibre optic connector interfaces – Part 6: Type MU connector family	第2条の該型、1(種類、対象・ 対象・ 対象・ アイイ・バン・ 対象・ アイイ・バン・ 対象・ アイイ・バン・ 対象・ できません かん	型式、形状、適合している。 ウ、オ、キ 等級) 欠点:	一般財団法人光産業 2023年1月 技術振興協会のWG	33.180.20 5
JSA 06 電子	改正 C5965-1	光ファイバ接続デバイス 及び光受動部品ーシン グルモード光ファイバコネクタ光学互 光ファイバコネクタ光学互 第1部:1310nmゼロ分 散形光ファイバ開光学互 大学互 関標準の通則	Fiber optic interconnecting devices and passive components.—Connector optical interfaces for single—mode fibers—Part 1: Optical interfaces for dispersion unshifted fibers—General and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード(1310nmゼロ分散形)光ファイバ用光学互換標準について規定されている。この規格には、この規格群の構成、光学互換標準の等級、光学互換標準で必要な規則、基準点に対する光ファイバコア位置、主要パラメータ及び適切な試験方法が含まれており、2005年に第1版として発行されたIEC 61755-1(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく2009年に作成された。その後、近年の光ファイバの技術の進歩、種類の増加により対応国際規格が2022年に第2版として改訂され、引用規格の追加、光学性能に影響を及ぼすキーパラメータにモードフィールド径のミスマッチの追加、多心光ファイバコネクタへの対応、及び文章全体についても見直しが行われている。よって対応国際規格の最新版に合わせたJISに改正することで規格の整合を図る必要がある。		主な改正点は、次のとおり。いずれも改訂された対応国際規格との整合を図るためである。 ・表題の変更・概要(箇条0.1)国際規格にあるモードフィールド径の幅を追加。信頼性標準から信頼性技術報告へ表現の変更。・引用規格(箇条2)反射減衰量、挿入損失の検査及び測定に関する国際規格の追加・用語及び定義(箇条3)不要な用語及び定義の削除。・構成(箇条4)表1の適用及びパラメータ例の内容を変更。・光学互換標準の等級(箇条7)基準点に対する光ファイバコア位置の分類分けを追加。・主要パラメータ(箇条8)図2、図3、表4及びそれに係る文言の削除。	IEC 61755-1 ED2:2022, Fibre optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces for single- mode fibres - Part 1: Optical interfaces for dispersion unshifted fibres - General and guidance	第2条の該当 1 (構造、等) 対象事項: 光ファイバニ	接手の目的に 適合している。 コネクタ	国際規格をJIS化するもの	

認定 産業標制機関 季員会	引定/ 牧正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の 法律の目的) 選定基準3 産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 3(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成 (WG) 予	戏開始 ICS番号 作業 予定 段階
JSA 06 電 改 子		操標準一第2-1部:131; Onmゼロ分散形直角PC 端面光ファイバの接続パラメータ	nterconnecting devices and passive components - Connector optical enterfaces for single-mode fibers - Part 2-1: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting libers - Non-angled	この規格は、直角PC (Physical Contact)端面をもつシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失及び反射減衰量の要求性能を満足する一連の要件についての指針を示したものである。近年、光ファイバのPC端面の外観検査技術が進歩したことに伴い、端面の欠陥サイズ及びスクラッチ幅並びにそれぞれの数量を規定する必要が生じており、これに対応するために対応国際規格は2022年8月にEd.2として改訂されている。このような状況から国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするとともに対応国際規格との乖離を解消するため、外観検査の規定を改めるなど、このJISを改正する必要がある。	かでき、取引の円滑化及び取引の合理 化・効率化が図られるとともに、新企業の 参入を容易にするなど市場活性化を促す ことが期待できる。	・用語及び定義の箇条を新たに追加し、 defect sizeの用語の定義が明確となるよう規定する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、反射減衰量の等級及び基準において、加工変質層と反射減衰量との関係についての記載を、参考の附属書として記載する。	Fibre optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces for single—mode fibres – Part 2–1: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting fibres – Non–angled	第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に 適合している。欠点:		国際規格をJIS化する もの	一般財団法人光産業 2024年 技術振興協会のWG	年4月 2
JSA 06 電 改 子	女正 C5965-2-2	光ファイバ接続デバイス 及び光受動部品ーシン グルモード光ファイバ用 光ファイバコネクタ光学互 換標準一第2-2部:131i Onmゼロ分散形斜めPC 端面光ファイバの接続パラメータ	Fiber optic Interconnecting devices and passive components Connector optical Interfaces for single— mode fibers — Part 2—2: Connection parameters of dispersion unshifted ohysically contacting ibers — Angled	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、8度斜め PC(Physical Contact)端面をもつシングルモード光ファイバ(以下,APC端面光ファイバという。)同士の接続において,挿入損失及び反射減衰量の要求性能を満足する一連の要件についての指針を示したものである。近年、光ファイバのPC端面の外観検査技術が進歩したことに伴い、端面の欠陥サイズ及びスクラッチ幅並びにそれぞれの数量を規定する必要が生じており、これに対応するために対応国際規格は2022年9月にEd.2として改訂されている。このような状況から国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするとともに対応国際規格との乖離を解消するため、外観検査の規定を改めるなど、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品の光ファイバ端面の外観品質を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・規格名称において、規格の規定内容の変 関に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・用語及び定義の箇条を新たに追加し、defect sizeの用語の定義が明確となるよう規定する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、反射減衰量等級を満たす外観要求の詳細規定を追加する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、端面角度と反射減衰量との関係についての記載を、参考の附属書として記載する。	IEC 61755-2-2:2022, Fibre optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces for single- mode fibres - Part 2-2: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting fibres - Angled	IDT 第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に 適合している。 欠点: 、いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	年4月 2

認定 産業標準作成 委員会	. 制定/ . 改正/ 規格番号 . 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果		制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	夏 選定基準1 「JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選に基準3 際(JIS法第1条の(産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)	」JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
子		ルモート ボノアイハ	Connector parameters of Single mode physically contacting fibers — Onerow 8 degree angled rectangular polyphenylene sulphide ferrules	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2015年に発行されたIEC 61755-3-31を基に2018年に制定された多心光ファイバコネクタの光学互換標準である。この規格では、多心光ファイバコネクタのかん合標準2件(JIS C 5964-7-8)を引用しているが、2020年1月制定された2件の多心光ファイバコネクタかん合標準(JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2)を引用していないため、業界の実態に整合しておらず混乱が生じている。したがって、JIS C 5964-7-1及びJIS C 5964-7-2を引用するなど改正が必要である。特に、JIS C 5964-7規格群で規定するMPOコネクタは、データセンター等に多く使用されており、必要性が高い。さらに、引用規格のIEC 61753-1が2018年に改訂され、環境カテゴリが全面的に変更になったため、改正が必要である。	のでは、中場では代で、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	3 接続部パンメータ JIS C 5964-7-1及い JIS C 5964-7-2を引用		MOD	第2条の該当号: 5(鉱工業品の種類、 寸法、構造、品質、性 能) 対象事項: 光ファイバ接続デバス及び光受動部品	欠点: 欠点: いずれも該当しな	国際規格をJIS化するもの	る 一般財団法人光産業 2022年7月 3 技術振興協会のWG	33.180.20 5
JSA 06 電子	改正 C6122-1-0	光増幅器ー測定方法ー第1-0部:パワーパラメータ及び利得パラメータ	Optical amplifiers—Test methods—Part 1-0: Power and gain parameters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、商品化されている光増幅器及び光増幅器サブシステムの、光パワーパラメータ及び利得パラメータの測定方法について規定したものであるが、対応する国際規格 IEC 61290-1 がEd.2.0 に、また同じ規格群の子規格で、引用規格でもあるIEC 61290-1-1 (Optical amplifiers — Test methods — Part 1-1: Power and gain parameters — Optical spectrum analyzer method) をEd.4.0 に、いずれも2020年に改訂され、業界の最新動向に合わせて、新たに半導体光増幅器(SOA)のゲインリップルに関する測定方法の規定が追加された。SOAのゲインリップルの測定方法に関してはこれまで規定するJISが存在しなかったため、その測定方法は明確にされていなかった。今回IEC 61290-1-1 Ed.4 に対応してJIS C 6122-1-1の改正を予定しているため、その親規格であるこの規格においても、SOAのゲインリップルに関する規定を追記し、規格使用者に最新の技術水準に基づく適切な測定方法の情報を提供することが必要である。	【期待効果】 この規格の改正によって、SOAのゲイン リップルに関する記載と測定方法とを規定 することで,より正確かつ高信頼性の測定 方法を提供することができることから,それ に基づいたデータ提供などによって円滑 な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・"光パワーパラメータ及び利得パラメータ" において、"ゲインリップル"に関する規定を追加する。 ・"測定結果"において、試験結果の記載事項として、"ゲインリップル"を追加する。	— IEC 61290-1:2022		第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に 適合している。 大点: 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	る一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.30 4

認定 産業標 党 準作成 養人	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に	定・改正 定・改正 学の廃止 大学の一対では、 大学のでは、 大きいでは、 大きいでは、 大きいでは、 大きいでは、 大きいでは、 大きいでは、 大きいでは、 大きいでは、 大をいさいでは、 大をいさいでは、 大をいさいでは、 大をいさいでは、 大をいさいでは、 大をいさいでは、 大をいさいでもいでは、 大をいさいでもいでもいな 大をもいでもいでもいでもいな 大をもいでもいな	対応する 国際規格 との対応 の程度 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
子		第1-1部:パワーパラメー タ及び利得パラメーター 光スペクトラムアナライザ 法	Power and gain parameters — Optical spectrum analyzer method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、国際規格IEC 61290-1-1に対応しており、光 スペクトラムアナライザを用いて光増幅器のパワーパラメー 夕及び利得パラメータを測定方法を規定したものである。 IEC 61291-2 Ed.4にて、業界の最新動向に合わせて、半 導体光増幅器(SOA)のゲインリップルについて規定されたが、この項目の測定方法を参照するIEC規格がなかった。このため、2017年のフランクフルト会議で、測定方法を追加するとの合意から、IEC 61290-1-1IEC規格の改訂が行われた。 国内業界の動向も同様であることから、IEC 61290-1-1に対応するこの規格においても、規格使用者に最新の技術水準に基づく適切な測定方法の情報を提供するために改正が必要である。	リップルに関する記載と測定方法とを規定することで、より正確かつ高信頼性の測定方法を提供することができることから、それに基づいたデータ提供などによって円滑な商取引を促進する効果が期待される。 ・ 道・ 道	"測定結果"において、ゲインリップルの記載を追加する。		第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	活達の目的に 適合している。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		国際標準をJIS化する	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.30 4
JSA 06 電 子	改正 C6122-3-2	光増幅器ー測定方法ー第3-2部:雑音指数パラリメーター電気スペクトラムアナライザ試験方法	Optical amplifiers—Test nethods—Part 3—2:Noise igure parameters—Electrical spectrum analyzer method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、現在商用化されている希土類が添加されたアクティブ光ファイバを使用した光ファイバ増幅器(OFA)の雑音指数パラメータによる電気スペクトラムアナライザ試験方法について規定したもので、電気スペクトラムアナライザを用いた光ファイバ増幅器の雑音指数パラメータの測定方法を規定するため、2003年に発行されたIEC 61290-3-2(以降、対応国際規格という。)の第1版を基に、2006年に制定された。その後、対応国際規格と、光ファイバ増幅器別外の半導体光増幅器などにも試験対象を拡張し、さらに最新の技術を反映し、2008年に7月に第2版として改訂された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに、より広くJISの適用を図るなど技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、半導体光増幅器、ラマン増幅を用いた光増幅器及び平面形光 導波路増幅器にも本測定方法を適用できるようになり、光ファイバ増幅器以外の光増幅器技術の普及が加速する効果も期待できる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	正な改正点は、次のとおり。 適用範囲において、現行規格での光ファイ 、増幅器に加えて、昨今の市場での光増幅 とマン増幅を用いた光増幅器及び平面形光 等波路増幅器も試験の対象とするなるよう改 のる。 記号及び略語において、附属書の参考と で記載しているものを、規格本体に移行して規定する。	IEC 61290-3-2:2008, Optical amplifiers - Test methods - Part 3-2: Noise figure parameters - Electrical spectrum analyzer method	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 電気スペクトラムアナ ライザ	活律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 2伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 国 及び名称 との	†応する 際規格 !の対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業 準化の対象)	選定基準2 標(JIS法第1条の(産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 でWG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		第4-1部:過渡パラメーター部:過渡パラメータ 得パラメータ測定	伊爾性的のは一段では、 Transient parameters— Measurement of gain parameters using two— wavelength method	この規格は、EDFA 及び光増幅器(OA)を含む光サブシステムの、二波長法による過渡パラメータ測定方法について規定したもので、2011年に第1版として発行されたIEC 61290-4-1(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び構成を変更することなく、2013年に制定された。その後、対応国際規格は、2016年に、最新の技術情報を反映し、適用範囲を光増幅器へ拡張し、用語及び定義の一般事項として規定している「過渡応答」などに関して、既存の測定装置の箇条に合体し、手順の箇条、データ分析の箇条、試験結果の箇条を、IEC 61290-4規格群の他のパートの構成に合わせた改訂が行われた。このような状況から、光増幅器の産業分野では、国内でも半導体光増幅器などの市場適用が進んでおり、これらの規格群に基づいた適切な測定を行うため、対応国際規格に合わせたJISの改正が必要である。	このJISの改正によって、海外との商取引 の場合の市場の混乱を低減する効果が期 待できる。	・手順において、同じ規格群のJIS C 6122-4 -3に合わせて測定準備及び測定条件で構成する規定に改める。 ・測定結果において、同じ規格群のJIS C 6122-4-3に合わせて測定設定及び測定データで構成する規定に改める。	IEC 61290-4-1:2016, Optical amplifiers - Test methods - Part 4-1: Gain transient parameters - Two- wavelength method	5	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	活像の目的に 適合している。 ア、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	一 国際標準をJIS化する 技術振興協会のWG 2024年4月 技術振興協会のWG	
JSA 06 電子	改正 C6122-4-3	光増幅器 – 測定方法 –第4-3部: 過渡パラメータ一パワー制御単一チャネル光増幅器ル光増加定		【制定・改正する理由(必要性)】 rこの規格は、光増幅器の出力光パワーの過渡特性の測定方法について規定したもので、2015年に第1版として発行されたIEC61290-4-3(以下、対応国際規格という。)を基に、2018年に制定された。その後、対応国際規格は、2018年に第2版として改訂され、信号パワーに対する自然放出光(ASE)の測定値の定義が、IEC 61290-3-3(Optical amplifiers - Test methods - Part 3-3: Noise figure parameters - Signal power to total ASE power ratio)の定義と整合された。一方、JISにおいても、IEC 61290-3-3の対応JISであるJIS C 6122-3-3(光増幅器 ― 測定方法 ― 第3-3部: 雑音指数パラメーター信号対総ASEパワー比)が、日本国内の実態に合わせて当該の定義を改めるため、2016年に改正された。このような状況から、この規格においても、当該測定値の定義を関連JISや対応国際規格に整合させ、使用者に適切な情報を提供するためにJISの改正が必要である。		主な改正点は、次のとおり。 ・装置において、パワー過渡測定系の図の、光検出器の前に可変光減衰器(VOA)を追加する。 ・単一波長EDFAにおける出力過渡現象に関する背景の附属書において、自然放出光(ASE)の測定値の定義を関連JIS及び対応国際規格と整合させる。	IEC 61290-4-3:2018, Optical amplifiers - Test methods - Part 4-3: Power transient parameters - Single channel optical amplifiers in output power control	5	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に 商合している。	国際標準をJIS化する もの 一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 お応する国際規格番号 [に伴う廃止 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業 準化の対象)	選定基準2 環(JIS法第1条の(産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関で む分野の判断基準) る判断基準)		
JSA 06 電子	改正 C6184	光ファイバ用光パワーメータ試験方法	power meters for optical fiber	この規格は、光ファイバコネクタ端子をもち波長範囲400 nm ~1 800 nm の光パワーを測定することが可能な光ファイバ用検出器を備えた光パワーメータについて、その試験に関する手順を定めたもので、1993年に制定された。その後、この規格とは別に、国際規格IEC 61315(Calibration of fibreoptic power meters)に対応したJIS C 6186(光ファイバ用光パワーメータ校正方法)が制定され、2020年に最新版に改正された。これに伴い、現行規格とJIS C 6186:2020との整合性などを検証し、標準試験条件を他の光測定器の最新の試験方法規格との整合、確度(誤差の限界値)の定義式の修正などが必要のため、この規格の改正が必要である。	この規格の改正によって、試験における測定の内容が明確になるとともに、測定精度の表記が国際規格とも整合し、光ファイバ用光パワーメータの試験手順を標準化することができて、光ファイバ用光パワーメータの精度の均一化及び国際商取引の円滑化が期待できる。	新・追加する。 ② "標準試験条件"において、温度、相対湿度などを、他の光測定器の最新の試験方法規格と整合させる。 ③ "確度試験"において、確度(誤差の限界値)の定義式を修正する。 ④ "確度試験"において、確度,誤差表記に加え、不確かさ表記を追加・併記する。			第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ用光パワメータ	法律の目的に 適合している。 ア、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	一 (試験方法の規定の現代化により、生産者、使用者の利用である。)	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG 生	33.180.10 4
JSA 06 電子	改正 C6822	光ファイバ構造パラメーク試験方法-寸法特性		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード光ファイバ、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ及び全プラスチックマルチモード光ファイバの素線及び心線の寸法にかかわる構造パラメータの試験方法を規定している。対応国際規格の一つであるIEC 60793-1-20の2014年の改訂において、マルチモード光ファイバのコア径及びコア非円率の測定精度を上げるため、コアとクラッドとの光学的境界を見つけるための規定及び基準測定方法の2つが明確にされた。マルチモード光ファイバのコア径測定精度向上は、モード遅延時間差などのその他パラメータ測定の結果の向上にもつながる非常に重要な測定であるため、最新の技術に即して改訂された対応国際規格との整合化を図るためにも、この規格の改正が必要である。		主な改正点は、次のとおり。 ①用語及び定義において、対応国際規格に合わせ追加する。 ②光ファイバの種類において、近年の技術開発に対応して光ファイバを追加する。 ③光ファイバ・方法測定方法において、基準測定としていたニアフィールド法の2つを基準測定に改める。 ④エッジ検出とエッジテーブルの構築で、コアとクラッドとの光学的境界の検出において、楕円フィッティングを追加する。 ⑤エッジテーブルの精門フィッティングとフィルタリングにおいて、検出された境界に構円を適合させるための手順を明確化する。	- IEC 60793-1-20:2014, Optical fibres - Part 1 -20: Measurement methods and test procedures - Fibre geometry IEC 60793-1-21:2001, Optical fibres - Part 1 -21: Measurement methods and test procedures - Coating geometry IEC 60793-1-22:2001, Optical fibres - Part 1 -22: Measurement methods and test procedures - Length measurement		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に 適合している。	国際規格をJIS化する もの	る 一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.20 5

認定 産業標準作成 委員会	制定/改正/規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業 準化の対象)	選定基準2 漂(JIS法第1条の(産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 (市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		マルチモード光ファイバ帯域試験方法	bandwidth of multimode optical fibers	この規格は、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチッククラッドマルチモード光ファイバの単位長さの帯域の試験方法について規定するものであり、IEC60793-1-41:2003 **Optical fibres - Part 1-41: Measurement methods and test procedures - Bandwidth ***を基に、2009年に改正された。その後、対応国際規格であるIEC60973-1-41は、技術の進歩などを踏まえて、次の事項に関する改訂が行われ、2010年に第3版が発行された。 ・差動モード遅延から計算する全モード励振帯域法の追加・全プラスチックマルチモード光ファイバに対する限定モード励振法の手順改善マルチモード光ファイバの帯域に関する試験は、品質保証を行う上で非常に重要な試験であることから、このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	この改正によって、測定精度の向上が図られることから、生産の効率化及び製品品質の改善に寄与することが期待される。また、国際規格との整合が図られることで、国際レベルでの互換性が確保されることから、国際競争力の強化にも寄与することが期待できる。	加されたこと、及びA4ファイバの測定手順が改善されたことから、これらとの整合を図るため、以下の追加・変更を行う。 a)測定方法として、周波数掃引法、パルス法の2種類に加え、モード遅延時間差(DMD)から計算する"全モード励振モード帯域法(OMBe)"を追加する。 b)全プラスチックマルチモード光ファイバに対する限定モード励振(RML)は、NA = 0,3に対応する」を追加)。)パワースペクトラムによる計算(時間領域、周波数領域、-3dB周波数)を追加する。d)GI形マルチモード石英系光ファイバに対する全モード励振用モードスクランブラに関する要求事項を新たに規定する。			第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に 適合している。	一 国際規格をJIS化する 一般財団法人光産業 2024年1月 技術振興協会のWG	
JSA 06 電子	改正 C6829	光ファイバ波長分散測定器校正方法	Calibration of fiber optic chromatic dispersion test sets	【制定・改正する理由(必要性)】 t この規格は、光ファイバの波長分散測定器を校正するときの標準的な手順について規定したものである。通信用シングルモード光ファイバは、その種類・用途に応じて波長分散が厳密に規定されており、製造した光ファイバの品質保証には、正しく校正された波長分散測定器による確認が必要不可欠である。波長分散測定器の校正法は、国際規格IEC 61744で規定されおり、これに対応する国内規格として、この規格が2005年に制定された。最近、IECにおいてIEC 61744の改訂が行われていて、従来のEd. 2.0からEd. 3.0に変更となるIEC/AFDIS 61744:2022が発行され、適用範囲の作業手順が削除されるなどの変更がされている。そのため、なるべく早期にこの規格を改正し、対応国際規格の技術水準に整合させる必要がある。	【期待効果】 早期に対応国際規格と整合した規定とすることによって、国内での波長分散測定器の校正業務における国際規格との乖離を防止することができる。また、校正済の波長分散測定器による測定結果の信頼性が担保され、光ファイバの品質管理の向上及び取引の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・"適用範囲"において、波長分散測定器の校正の点検及びこれに伴う校正期間の延長に関する記載事項を適用範囲から削除する。これに伴い、この項目の内容を記載した"校正点検手順"の該当箇所を削除する。・"校正"において、従来、校正の点検の方法としていた基準光ファイバを用いた校正と、校正方法の一つとして新たに追加する。これに伴い、基準光ファイバを用いた校正法を規定する箇条を新たに設ける。・・従来、本規格の対象となっていたパルス法による分散測定及びこれを用いた装置を対象から除外する。これに伴い、"遅延校正手順"において、該当部分を削除する。	— IEC/AFDIS 61744:2022		第2条の該当号: 4(検定方法) 対象事項: 波長分散測定器	法律の目的に 利点:	一	33.180.01 4

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 選 (JIS法第2条の産業標(JIS 準化の対象) 法征	定基準2 法第1条の (産業標準化の利 津の目的) 点・欠点)	選定基準4 選定基準5 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子			Multimode optical fibers	この規格は、コアに石英ガラス、クラッドにプラスチックを使用したステップインデックス形マルチモード光ファイバ素線について規定するものである。この光ファイバ素線は、LAN、車載ネットワーク、鉄道車両内伝送、コンピュータデータリンクなどの短距離の伝送用としての市場に対応する製品として開発されたものであるが、近年、車載ネットワークにおいては、環境、安全、快適に対する要求の増大に伴って、自動車の高機能化が一層進んでおり、搭載機器間をつなぐネットワークへの要求も高度化しており、1Gbps を超える伝送容量を求める声が大きくなっている。そのため、従来のSI-POFよりも伝送帯域が広く、また、データコム領域で汎用的に使用されているコア径50μmのGI型光ファイバよりも接続部材の寸法精度を緩和できる、コア径200μmほかの石英コアからなる光ファイバ素線を用いた光システムの導入拡大が進められている。この規格は、前回改正(1999年)から約25年が経過しており、こうした最近の国内外の市場実態に応じた経格として見直すことが要望されていることから、対応国際規格を、従来の一般仕様を規定する規格(IEC 60793-2)から、当該製品により適応する規格(IEC60793-2-30)に変更することとし、IEC 60793-2-30:2015との整合を図るとともに、我が国の市場の実態に即し改正する必要がある。	この改正によって、最近の国内外の市場の実態が反映さることから、製品の開発・製造が容易になり、また、市場の混乱を防けるだけなく、正しい認知が定着することによって、取引の円滑化、市場の拡大にも寄与することが期待される。さらに、国際レベルでの互換性が確保され、国際競争力の強化にも寄与することが期待される。	(Optical fibres - Parts2:Product specifications - General)から、IEC 60793-2 -30:2015 (Optical fibres- Parts2-30: Product specifications - Sectional specification for category A3 multimode fibres)に変更する。 b)形名及び種類において、光ファイバ素線の種類として、IECによる分類(A3e、A3f、A3g)を追加する。 c)機械特性において、強度 (Proof stress level)の規格値を明確にするとともに引張強度を追加する。 d)伝送特性において、光ファイバ素線RSI-200/230-Bの規格値を変更するとともに、新たに追加された種類(A3e、A3f、A3g)に対する規定を追加する。 e)材料、形状及び寸法において、光ファイバ素線の寸法の項目 (コア/クラッドの同心誤差)を追加するとともに、新たに追加された種類 (A3e、A3f、A3g) に対する規定を追加する。 f)対応国際規格との整合を図るため、環境特性について、新たに規定する。			第2条の該当号: 1(種類、型式、寸法、 種類、型式、寸法、 構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ	秋点: 小している。 利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	
JSA 06 電子	改正 C6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	Silica glass single-mode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、コア及びクラッドに石英系ガラスを使用した石英系シングルモード光ファイバ素線の寸法、機械特性、伝送特性、環境特性及びその試験方法について規定するものであり、IEC60793-2-50:2015を基に、2017年に改正された。その後、対応国際規格であるIEC60793-2-50は、技術の進歩などを踏まえて、次の事項に関する改訂が行われ、2018年に第6版が発行された。 3 ITU T勧告G、652、G、653、G、654、G、655、G、656及びG、657に規定されている形名規則との整合性を高めるため、当該形名規則を導入した。 b)超多心ケーブルのHyperscale DC向けへの適用が進み、現在、その領域では200 µ um被覆シングルモードファイバが一般的になっているため、この仕様を追加した。このため、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、我が国の最近の市場の実態が反映されることから、当事者間における相互理解の促進、取引の円滑化に寄与することが期待される。また、国際規格との整合が図られることで、国際レベルでの互換性が確保されることが期待でき争力の強化にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)機械特性において、200 μ m被覆シングルモードファイバに係る仕様を追加する。 b)SSMA-9.3/125とSSMA-U-9.3/125、及びSSMF-A-9/125とSSMF-B-9/125において、200 μ m被覆シングルモードファイバに係る仕様を追加する。 c)SSMA-T-10.5/125に、IECによる分類(ALimit、E Limit)を追加するとともに、波長分散特性の項目を追加する。	— IEC 60793-2-50:2018		第2条の該当号: 1(種類、型式、寸法、適合 横造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化する もの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	

認定 産業標機関 準作成委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称 JIS	S案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 こ伴う廃止 対応する国際規格番号 国 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子	改正 C6842	Polariza	rocedures — Zation mode sion of optical 3	この規格は、シングルモード光ファイバ及びケーブルの偏波モード分散の実用的試験方法について規定するものである。 今回改訂された、対応国際規格のIEC 60793-1-1:2022 及び IEC 60793-1-48:2017において、重要な偏波モード分散試験方法の規定が変更された。具体的には、試験方法の一つであるSOP法が、条件により不安定な測定方法であるため削除された。また、IEC分類記号の変更も含め、国際規格と整合を図るためにも、JISを改正する必要がある。	国内の最新情報が反映され、最新の国際 規格とJISとの間の整合性が得られることに より、国内外の市場に対り、国際競争力の強化 び取引が円滑になり、国際競争力の強化 に繋がる等の効果が期待される。	る解析方法の内の一つである偏光状態法(SOP法)の必要性がなくなり、国際規格から削除されたため反映させる。②箇条4の表1に記載されている光ファイバの種類において、各種類の分類の追加に伴い、国際規格のIEC分類記号が追加変更されたため反映させる。	Optical fibres - Part 1 -1: Measurement methods and test procedures - General and guidance IEC 60793-1-48:2017, Optical fibres - Part 1 -48: Measurement methods and test procedures - Polarization mode dispersion		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に 適合している。 ヤ点: 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化する もの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.10 5
JSA 06 電子	改正 C6870-3	光ファイバケーブルー第 3部:屋外ケーブルー品 種別通則 Outdoo cables- specific	注 注 と	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、屋外で用いる光ファイバケーブルの品種別の通則である。 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速している。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システムでルの特性に依存するところが大きく、光伝送システムでルの特性に依存するところが大きく、光伝送システムである。国際的にもIBC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して総続的に標準化が進められており、国際規格との整合を図りながら、新規JIS原案の検計及び既制定JISの見直しが行われている。 このたび、対応国際規格であるIEC 60794-3が、製品開発の実態を反映して、テーブ心線の諸特性の追加、間欠接着型テープ心線の品種の追加などの改訂がされ、2022年に第5版として発行されたことから、これとの整合を図るとともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。		主な改正点は、次のとおり。 ①テープ形光ファイバ心線に関して、近年の技術の実態に即して、テープ心線の寸法及び諸特性の規定の追加、並びに間欠接着型テープ心線を追加する。 ②ケーブルの機械特性や環境特性の試験方法に関して、近年の技術の実態に即して、引張特性、衝撃試験などの試験条件を変更する。	- IEC 60794-3:2022, Optical fibre cables - Part 3: Outdoor cables - Sectional specification		第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、 品質、性能) 対象事項: 光ファイバケーブル	活像の目的に 適合している。 ・	国際規格をJIS化する もの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.10 5

認定 産業標 準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 お応する国際規格番号 [に伴う廃止 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 遠 (JIS法第2条の産業標(JI 準化の対象) 法	選定基準2 S法第1条の(産業標準化の利 律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		3-10部:屋外ケーブルーダクト・直埋用又はラッシング形架空用光ファイバケーブル品種別通則	3-10: Outdoor cables—Family specification for duct, directly buried and lashed aerial optical telecommunication cables	この規格は、屋外で用いる外装を含んだ丸型のダクト・直 埋用及びラッシング形架空用光ファイバケーブルの品種別 の通則である。 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている オプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速 インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速 している。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及び ケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム 構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標 準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおい て、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して 継続的に標準化が進められており、国際規格との整合を図 りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行 われている。 引用規格であるIEC 60794-1-2シリーズが、機械特性、環 境特性、ケーブルエレメント特性、電気特性の4冊に分冊さ れたことを受けて、2015年にIEC 60794-3-10が、第3版とし て発行されたため、IEC 60794-3-10とJIS C 6870-3-10の 間に引用規格番号に食い違いあり、またキンク、エージン グなどの一部の試験も削除されたことから、これとの整合を 図るとともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JIS を改正する必要がある。	この改正によって、国内の最新情報が反映され、また、最新の国際規格との整合が図られることから、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	③各ケーブル試験方法について、次のように変更する。 引張試験:要求張力について、受渡当事者間の協定としていたが、直埋、ダクトなどを用途別に規定する。 圧壊試験:平面/平面での試験及び平面/マンドレルでの試験の2通りの条件を規定していたが、前者の条件を標準と明記し、後者の条件は削除する。	Optical fibre cables – Part 3–10: Outdoor cables – Family specification for duct, directly buried and lashed aerial optical telecommunication cables		第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、 語質、性能) 対象事項: 光ファイバケーブル	車の目的に 合している。 ヤ、イ、ウ、エ、オ、キケ点: ・ケ点: ・レ・ずれも該当しない。	ー 国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.10 5
JSA 06 電子		光ファイバケーブルー第 3-20部:屋外ケーブル - 自己支持形架空用光 ファイバケーブル品種別 通則		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、屋外で用いる支持線と一体化された自己支持形架空用光ファイバケーブルの品種別の通則である。光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速している。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類は対応とて図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。引用規格であるIEC 60794-1-2シリーズが、機械特性、環境特性、ケーブルエレメント特性、電気特性の4冊に分冊されたことを受けて、2015年にIEC 60794-3-20が、第3版として発行されたため、IEC 60794-3-20が、183版として発行されたため、IEC 60794-3-20が、第3版として発行されたため、IEC 60794-3-20が、これとの整合を図るともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。		主な改正点は、次のとおり。 ①引張特性の引用規格をJISC6851の箇条5からJISC6870-1-21の箇条4へ変更する。 ②適用試験方法において、キンク、エージングなど一部の試験方法を削除する。 ③各ケーブル試験方法について、受のように変更する。 引張試験:要求張力について、受渡当事者間の協定としていたが、直埋、ダクトなどを用途別に規定する。 圧壊試験での試験及び平面/マンドレルでの試験の2通りの条件を規定していたが、前者の条件を標準と明記し、後者の条件は削除する。	- IEC 60794-3-20:2016, Optical fibre cables - Part 3-20: Outdoor cables - Family specification for self- supporting aerial telecommunication cables	MOD	第2条の該当号: 法領 1(種類、寸法、構造、 高質、性能) 対象事項: 光ファイバケーブル	車の目的に 合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	一 国際規格をJIS化する もの	の一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.10 5

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	制定・改正 規定項目又は改正点 制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 (JIS法第1条の 準化の対象) 法律の目的)	選定基準4 (国が主体的に取り組 (市場適合性に関す む分野の判断基準)	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電 気	改正 C8305	鋼製電線管		この規格は、交流1000 V及び/又は直流1500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び/又はケーブルを保護するために用いる鋼製電線管(以下、電線管という。)の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格及び消防法の耐火電線の基準の耐火試験で用いる試験部材として引用されている。電線管ねじの寸法規定において、電線管ねじの試験の有無、検査方法及びねじゲージなどが定義されておらず、製造業者が行う形式検査及び第三者試験機関において電線管知じ検査と発在で混乱を生じている。適合性を確認するための試験方法が規定されていないため、製造業者、第三者試験機関及び各種電線管の関係団体から、寸法確認用の電線管和じゲージを用いた試験が強く望まれている。また、この規格で引用しているJIS C 8461-1(電線管システムー第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、電線管ねじの試験方法の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与するとともに、電線管ねじの試験方法及びゲージを規定することによって、試験の標準化が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	び川S C 8461-21の最新の改正版を反映するため、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・電線管ねじの寸法の規定において、適合性を確認するためのゲージを用いた試験方法を新たに追加する。 ・電線管ねじの寸法確認用のゲージの寸法及びねじ山図を新たに追加する。		第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、 品質、性能) 対象事項: 鋼製電線管	一 関連する生産統計等 一般社団法人電気設 2023年1月 (備学会のWG るニーズが確認できる)	
JSA 05 電気	改正 C8309	金属製可とう電線管		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、交流1000 V及び/又は直流1500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び/又はケーブルを保護するために用いる金属製可とう電線管(以下、電線管という。)の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。最近市場で流通している製品は、この規格で引用しているJISC 8461規格群の分類選定と違う製品が多く、構造、性能及び試験方法において不要な試験を実施しており実態に則していない。JISC8461-1(電線管システムー第1部:通則)及びJISC8461-22(電線管システムー第22部:プライアブル電線管システムの個別要求事項)において、されだことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。こうしたことから、JISC8461規格群の改正内容を反映するとともに、金属製可とう電線管の試験方法などの明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	7/4 例付 くさる。	主な改正点は、次の通りである。 ・引用規格のJIS C 8461-1及びJIS C 8461 -22の最新の改正版を反映し、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・10.3の衝撃試験の引用規格を最新のJIS C 8461-22を引用する。 ・JIS C 8461-1の分類選定を再選定し市場実態の性能に合わせて、箇条12の温度特性を削除する。 ・JIS C 8461-1改正により、箇条14の耐食性試験の引用箇条の見直しを行う。	無	第2条の該当号: 法律の目的に 利点: ア、イ、ウ、キ、ク 伝質、性能) 対象事項: 金属製可とう電線管	一 生産者等及び使用・ 消費者の利便性の向 上が図られる場合) 偏学会のWG 2023年1月	

認定 産業標準作成 委員会	制定/ , 改正/ 規格番号 . 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	制定・改正 規定項目又は改正点 制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 (JIS法第1条の 準化の対象) 法律の目的) 選定基準3 (産業標準化の利 法律の目的)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	
JSA 05 電 気		金属製電線管用の附属品		この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製電線管用の附属品の仕様について規定した製品規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8461(電線管システム)規格群との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要性がある。 JISC8461規格群との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	法はJISC8461規格群を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のためにユニバーサルT形を追加するなど必要な内容へ改める。		第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能)	一 関連する生産統計等 によって、市場におけるニーズが確認できる) 一般社団法人電気設 2023年1月 備学会のWG	
JSA 05 電気	改正 C8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	Boxes and box covers for rigid metal conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる電線管用金属製ボックス及びボックスカバーの仕様について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応規定されている国際整合性能規格であるJISC8462-1との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要性がある。 JISC8462-1との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8462-1を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のために必要な内容へ改める。		第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、 品質、性能) 対象事項: 電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	一般社団法人電気設 2023年1月 信学会のWG 2023年1月 信	

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	制定・改正 規定項目又は改正点 制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	の程度	受 選定基準1 選定基準2 選定基 (JIS法第2条の産業標 (JIS法第1条の (産業標準 準化の対象) 法律の目的) 点・欠点		関す JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電 気	改正 C8350	金属製可とう電線管用附属品	conduits	この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製可とう電線管用の附属品の仕様について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8461(電線管システム)規格群との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要性がある。 JISC8461規格群との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8461規格群を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のために必要な内容へ改める。	無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、 適合している。	るニースが催認で る)	十等 一般社団法人電気設 2023年1月 常学会のWG	
JSA 05 電気	改正 C8364	バスダクト	Busways	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、交流1000V以下(周波数1000Hz以下)又は直流1500V以下のバスダクト及びその附属品について規定した規格である。 前回の改正から15年が経過しており、この間に関連する IEC規格では改訂が進んでおり、その技術をJISに取入れたいとの要望が出てきた。 また、耐火バスダクトの耐火試験方法の一部に、消防法告示(耐火電線の基準)で定められた寸法との差異が確認されており、早急に対応する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより、将来のIEC規格への整合化が容易になる。また、消防法告示(耐火電線の基準)との差異を解消することで、耐火バスダクトの耐火試験における安全性を確保することがができる。	主な改正点は、次のとおり。 1) IEC規格との適合性を図るため、次の改正を行う。 ・ヒートサイクル性能において、サイクル回数ごとの温度測定の規定値を変更する。 ・構造において、定格電圧に応じた空間距離及び沿面距離を変更する。 ・試験方法において、商用周波数耐電圧試験の試験電圧を変更する。 2) 耐火バスダクトの耐火試験方法を、消防法告示(耐火電線の基準)の内容と整合させる。		第2条の該当号: 1(種類、性能、構造) 対象事項: バスダクト 法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該い。	強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格	一般社団法人電気設 備学会のWG	

認定 産業標 制定/ 準作成 改正/ 規格 機関 委員会 廃止	格番号 JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果		対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 はアンジャン 選定基準1 はアンジャン 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	台 ICS番号 作業 段階
JSA 05 電 改正 C8411	1 合成樹脂製可とう電線管		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システムー第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システムー第22部:プライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	全性同上に寄与することが期待できる。されらに、JISマーク表示制度の対象規格及び、国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	時性、火災の危険について、改正版の年度 及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確 こするため、規定値の後に"以上"を追加する。 ・衝撃試験及び曲げ試験で使用する最小内 怪確認用ゲージは、JIS C 8461-22で規定 する「合成樹脂製可とう管・CD管」用のゲージを適用することを追加する。	無 第2条の該当号: 1(種類,形状,寸法,構造,品質,性能) 対象事項: 合成樹脂製可とう電線管	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設 備学会のWG	
JSA 05 電 改正 C8412	2 合成樹脂製可とう電線管用附属品	Fittings for pliable plastics conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1 (電線管システム - 第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システム - 第22 部:プライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 8461-12の最新の 改正版を反映するため、引用規格、試験に 関する一般注意事項、機械的特性、電気的 特性、火災の危険について、改正版の年度 及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確 こするため、規定値の後に"以上"を追加する。	無 第2条の該当号: 1(種類,形状,寸法,構造,品質,性能)対象事項: 合成樹脂製可とう電線管用附属品	法律の目的に 適合している。 欠点: 、いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設 備学会のWG	

認定 産業標 制 準作成 改 委員会 厚	定/ 	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に	定・改正 伴う廃止 対応する国際規格番号 国際 及び名称 との の私	する 規格 対応 選定基準1 対応 準化の対象) 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関な分野の判断基準) る判断基準)		
気			polyvinyl chloride(PVC-U)conduits	この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる硬質ボリ塩化ビニル電線管用附属品の寸法、構造及び試験 が	た硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の 品質確保、メーカー間の互換性の確保及 び製品の安全性向上に寄与することが期 持できる。さらに、JISマーク表示制度の対象 規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全 な社会の実現が期待できる。	改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。・・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に"以上"を追加する。		構造、品質、性能) 対象事項: 硬質ポリ塩化ビニル 電線管用附属品	法律の目的に 適合している。	関連する生産統計等によって、市場におるニーズが確認できる)	等一般社団法人電気影 備学会のWG	2 2023年1月 2
以	E C8708	ポータブル機器用密閉型ニッケル・水素蓄電池(単電池及び組電池)	Secondary sealed nickel-metal hydride cells and batteries for portable applications	- 【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、小型角形、円筒形及びボタン形の密閉形ニックル水素蓄電池の試験方法及び要求事項等について、2019年にIEC 61951-2:2017を基礎として改正されたものである。 その後、対応国際規格は、寸法及び放電特性の位置付けの明確化並びにサイクル耐久特性の試験終了判定条件追加などを含んだamendmentとして2022年10月に発行された。同じような用途で使われるニカド蓄電池とニッケル水素蓄電池とで寸法を整合させるなど、使用者及び消費者に適切な対法及び特性を有する蓄電池を提供する必要がある。また、連充電間久特性については、試験対象の明確化が必要である。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。		主な改正点は、次のとおり。 ① 寸法: 乾電池と寸法の互換性がない円筒 形単電池の寸法規格表で規定した内容は 例であることを明示。…対応国際規格の改訂に伴う対応 ② 放電特性: 放電特性(規格値)の変更。… 対応国際規格の改訂に伴う対応 ③ サイクル耐久特性: 浅い充放電の繰り返しに伴う見かけ上の長寿命といった追認を是正するため、試験終了条件を追加。…対応 国際規格の改訂に伴う対応 ④連続充電耐久特性・連続充電耐久特性の試験対象を適切化(見直し)…対応国際規格の改訂に先立ってJISを改正	IEC 61951-2 MOD	第2条の該当号: 1(形状、寸法、性能) 対象事項: 密閉型ニッケル・水素 蓄電池	法律の目的に 河点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化する もの	る 一般社団法人電池工 業会のWG	29.220.30 4

認定 産業標 制定 準作成 改正 機関 委員会 廃	ミ/ 規格番号 止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果 規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 進化の対象)	選定基準2 選に基準3 票(JIS法第1条の(産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り約 む分野の判断基準)	選定基準5 l(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	î ICS番号 作業 段階
JSA 05 電 改正			measuring device for resistance welding equipment	この規格は、測定対象加圧力が0.1 kN~50 kNの加圧力センサ部を用いて、抵抗溶接機の電極加圧力を測定するための抵抗溶接機用電極加圧力計の構造及び性能について規定したものである。2009年の制定から10年以上経過しており、抵抗溶接のロ	の円滑化も期待されるとともに、利用者は 製品の用途や選定が明確になり正しい装 置の取り扱いにより安全性が高まり、労働 安全の促進に帰することが期待される。ま た、市場の混乱が防げるだけなく、正しい		無 第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 抵抗溶接機用電極力 圧力計	法律の目的に 適合している。 ア、イ、エ、カ 欠点: いずれも該当しない。		市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本溶 接協会のWG	25.160.30 5
JSA 05 電 改正	E C60695-2-10	大災危険性試験 - 電気・電子 - 第2-10部:グローワイヤ/ホットワイヤ 法験方法 - グローワイヤ 法験装置及び一般試験 方法		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格はシミュレーション技術を用いて短時間で火災 危険性を評価するためにグローワイヤ試験装置及び一般 試験方法について、IEC 60695-2-10を基に規定したもの であるが、現行の規定では、関連規格との間において、グローワイヤ試験の各試験期間の用語・語句が不統一となっ ており、また、着火及び有炎燃焼の判定に関する指針が不明確であるため、市場の取引に不具合が生じている。これ らの不具合が、基としているIEC 60695-2-10の201年の改 訂及び関連するIEC 規格の改訂によって改善されている。 このような状況から、JISにおいても、最新のIEC 規格に整合した規定内容とするため、改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷 新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引 の公正性、効率的な産業活動、安全安心 などに寄与することが期待できる。また、対 応国際規格と整合することによって、国際 貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産 (66695-2-11、66695-2-12及び66695 -2-13に詳細規定)に関する一般事項を規 定する。 ・附属書A(参考)(機器製造業者及びサプライヤー)を削除する。 ・現行規格で(参考)の附属書としている"着 火及び燃焼の判定に関する指針"を、指針 から要求事項に格上げして、規定)の附属 書とする。 ・附属書(参考)(加熱電流値を用いるグ ローワイヤ試験の各試験期間の名称を図示する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		IDT 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に 適合している。欠点: 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する もの	一般財団法人日本規 格協会のWG	13.220.40; 5 29.020

認定 産業標機関 季員会	制定/ 改正/ 規格番号 JI 廃止	IS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 対応する国際規格番号 と伴う廃止 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 進化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的) 選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成 (WG) 予算	開始 ICS番号 作業 E 段階
JSA 05 電 気		-リイヤ有灸燃焼 test	The hazard testing—Part 11: Glowing/hot—wire sed test methods—ow—wire flammability at method for end oducts (GWEPT)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、火災危険性の指標として電気的に加熱した熱、源による熱的負荷を最終製品に与えたときの、火災影響の関係試験方法について規定したものであるが、グローワイト試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察及び測定(箇条9)において、同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ 試験の各試験期間の名称に変更する	- IEC 60695-2-11:2021		活律の目的に 適合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般財団法人日本規 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	8月 13.220.40; 5 29.020
JSA 05 電 気	改正 C60695-2-12 火災危険電子ー分 フィヤ/ 方は、 数(GWI	集性試験 - 電気・ 第2-12部:グロー ホットワイヤ試験 材料に対するグ ヤ有炎燃焼性指 FI)	e hazard testing—Part 【 2: Glowing/hot—wire ed test methods— w—wire flammability ex (GWFI) test chod for materials	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子製品に用いる固体絶縁材料又はそうの他の固体材料の燃焼性試験に適用するグローワイヤ燃焼試験に性指数(GWFI)を決定するためのグローワイヤ試験方法の「一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の試験方法が刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・観察事項及び測定結果(箇条9)同時期に改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。	- IEC 60695-2-12:2021	(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に 適合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規 格協会のWG	8月 13.220.40; 5 29.020

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	制定項目又は改正点 に伴	*・改正 う廃止 対応する国際規格番号 国際規格 及び名称 の程度	後 選定基準1 単(JIS法第2条の産業 準化の対象)		選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)		
気		電子-第2-13部:グローワイヤ/ホットワイヤ試験 方法-材料に対するグローワイヤ着火温度指数 (GWIT)	2-13: Glowing/hot-wire based test methods—Glow-wire ignition temperature (GWIT) test method for materials	この規格は、電気・電子製品に用いる固体絶縁材料又はその他の固体材料の着火性試験に適用するグローワイヤ常・火温度指数(GWIT)を決定するためのグローワイヤ燃焼試は験について規定したものであるが、グローワイヤ試験方法の一般則であるJIS C60695-2-10の改正で、グローワイヤ試験の各試験期間の名称を変更するため、この規格を改正する必要がある。	新され、相互理解の促進が図られることがら、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、文本国際規格と整合することが期待できる。国際協力にも寄与することが期待できる。	改正予定のC60695-2-10のグローワイヤ試験の各試験期間の名称に変更する。	IEC 60695-2-13:2021 IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	 注象の目的に 一方、	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規 格協会のWG	2022年8月 13.220.40; 5 29.020
JSA 05 電 気	改正 C60695-5-1	火災危険性試験―電気・電子―第5-1部:燃焼放出物による腐食損傷の影響―一般指針	Fire hazard testing—Part 5-1: Corrosion damage effects of fire effluent—General guidance	rt この規格は、電気・電子部品の腐食試験方法に関する指針を規定したものである。2011年に対応国際規格であるIEC 60695-5-1:2002を基に改正されたが、近年の火災評価技術の進歩によって、腐食試験方法が市場全般の要求と乖離した状態となっている。こうした状況を踏まえ、IEC 60695-5-1は2021年に引用規格、参考文献及び技術的内容を最新化するなど改訂されたため、対応国際規格と整合させるとともに、我が国の最新技術を反映した規定とすべく、この規格を早急に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、試験方法が国内の最新技術を反映して刷新され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際関易の円滑化、国際貿易の円滑化、国際産業競争力にも寄与であることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、JIS C 60695-4に定義された新しい用語(火災減衰、フラッシュオーバ、火盛り期火災など)を追加する。 ・火災シナリオ及び火災モデルにおいて、対応国際規格と整合させ、煙の腐食性を制御するISO 11907-1のコンセプトを追加する。 また、"火災発達段階の一般的な分類"についてを、対応国際規格と整合させ、最新のISO 19706に規定された火災の段階を示す内容に改める。・腐食性の評価において、"腐食性の試験方法の概要"の試験方法について、最新の国際規格に整合させる。	IEC 60695-5-1:2021 IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に 適合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化する もの	の 一般財団法人日本規 格協会のWG	2023年8月 29.020 4

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称 と	対応する 国際規格 Cの対応 の程度	選定基準1 JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選に基準3 選(JIS法第1条の(産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)		JIS素案作成委員会 (WG)		
気		電子-第6-1部:煙の遮光般指針	6-1: Smoke obscuration—General guidance	この規格は、煙不透過性に関する光学的測定、試験方法、に試験結果データ及び危険性評価との関連性についてIEC 第60695-6-1を基に規定したものであるが、火災評価技術の関連生によって、煙の遮蔽性に関する測定方法が市場全般の要求と乖離した状態となっている。そのため、対応国際規格のIEC 60695-6-1では、最新技術に基づく指数を導入するなどの規定の改訂を2021年に行った。このような状況から、この規格を対応国際規格と整合させ最新技術を反映した規定とすべく、早急に改正する必要がある。なお、この規格で測定方法として引用していたJIS C 60695-6-30及びJIS C 60695-6-31は、今回の改正で削除予定であり、かつ、他の規格での引用・参照がないことから、この規格の改正に合わせて廃止する予定である。	所され、相互理解の促進が図られることから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対国際規格と整合することによって、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	格として、現行規格でのISO 13943にJIS C 60695-4を加える。 ・この規格の"静的方法及び動的方法"の		IEC 60695-6-1:2021	対電	2条の該当号: 4(試験方法) 象事項: 電気・電子製品	法律の目的に 適合している。力、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人日本規格協会のWG		
JSA 05 電 気	改正 C60721-2-3	環境条件の分類-第2-3部:自然環境の条件-気圧		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、自然環境に現れる様々な気圧の値を規定する。製品に適切な気圧の厳しさを選定する場合、基礎的なな情報として使用することを意図しており、1987年に制定された。この後、対応する国際規格は、気圧に関する技術の進展を反映して、①高度による冷却効率の低下に関する数値の削除、②海面上及び海面下の高度と標準気圧との対応を示す表の簡素化、③高度から気圧を計算するための式の追加等の修正が実施されて2013年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	期待効果】 この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄り入るの結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正とよって、国際規格と整合した条件を設け、試験に適用できるようになり、国際貿別の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・高度による冷却効率の低下に関する数値を削除する。 ・海面上及び海面下の高度と標準気圧との対応を示す表を簡素化する。 ・高度から気圧を計算する式を追加する。		IEC 60721-2-3:2013	対 1	2条の該当号: 2(設計方法) 象事項: 電気・電子機器及び 品	活律の目的に 適合している。 利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する もの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月	19.040 4

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点 制定・改正 規定項目又は改正点 対応する国際 及び名	対応する 規格番号 国際規格 称 との対応 の程度	夏 選定基準1 (JIS法第2条の産業標(準化の対象)	選定基準2 JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)		S素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	
JSA 05 電気		一日射及び温度	- Part 2-4: Environmental conditions in nature - Solar radiation and temperature	る研究の進展により、①適用範囲において、「製品に適用する日射の厳しさを選択する場合、IEC 60721-1に規定した値を使用する」との記載の削除、②日射の基本事項である日射強度の平均値である太陽定数の変更及び年間の日射強度の最小および最大値の削除、③澄んだ夜空からの大気放射を表す図1の削除等が実施されて2018年に対応国際規格が改訂された。製品に適用する日射の厳しさの基礎的な情報について、対応国際規格との整合を図ると共に、さまざまな場所で使用される製品の信頼度を上げるため、この規格の改正が必要である。	財の値が規格化され、国際的に共通の環境条件に基づく製品設計が可能となることから、性能及び品質の向上・品質の改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	の厳しさを選択する場合、JIS C 60721-1に 規定した値を使用する」との記載を削除する。 ・使用されていない引用規格を削除する。 ・日射強度の平均値である太陽定数の変更 及び年間の日射強度の最小および最大値 を削除する。 ・図1(澄んだ夜空からの大気放射)を削除 する。	1:2018 IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電子機器及び部品	(計画的に (計画的に (対点: (方)、エ、オ、キ (大点: (いずれも該当しない)。	国際標準をJIS化する 本格	般財団法人日本規 協会のWG	19.040 4
JSA 05 電気	改正 C60721-3-3	環境条件の分類-第3-3部:環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類-屋内固定使用の条件	Classification of environmental conditions – Part 3–3: Classification of groups of environmental parameters and their severities – Stationary use at weatherprotected locations	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、屋内に設置する製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさのグループの分類について規定したもので、1997年にIEC 6721-3-3:1994+Amendment 1:1995+Amendment 2:1996を基に制定された。この後、対応する国際規格は、IEC 60721-2-1:2013の気候群の変更及びIEC 60721-3-1:2018の分類の変更に対応して、2019年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。		 主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義について、JIS C 60721-1から用語の定義を引用して適用する。 ・一般の箇条について、JIS C 60721-3-1と記載を揃える。 ・環境パラメータ及びその厳しさの分類について、旧規格では附属書で規定した各分類の条件を、本体で規定する。JIS C 60721-3-1の最新版に対応して、分類を修正する。ただし、化学的に活性な物質を除く。 ・気象条件(K)について、JIS C 60721-2-1の最新版に対応して、気候区分を修正する。気象条件の分類の表は新規の分類に変更する。(3K21~3K24) ・特別な気象条件(Z)について、特別な気象条件の分類の表は新規の分類に変更し(3Z1~3Z3, 3Z12~3Z14)、低圧に新たに分類を追加する。(3Z13)(3Z13) ・化学的に活性な物質(C)について、分類についての規定を削除して、ISO 9223を参照する。 ・機械的に活性な物質の分類の表は新規の分類に変更する。(3S5~3S7) ・機械的条件(M)について、機械的に活性な物質の分類の表は新規の分類に変更する。(3M10~3M12) 	3:2019 IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	(計画合している。 利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する もの 格	般財団法人日本規 協会のWG	19.040 4

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	り住皮	選定基準1 (JIS法第2条の産業 準化の対象)	選定基準2 標(JIS法第1条の(産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電		部:試験及び測定技術ー TEM(横方向電磁界)導 波管のエミッション及びイ	compatibility (EMC)- Part 4-20: Testing and measurement techniques-Emission and immunity testing in transverse electromagnetic (TEM) waveguides	この規格は、様々なTEM導波管を用いた電気・電子装置に対するエミッション及びイミュニティの試験方法について規	この改正によって、以下の効果が期待できる。 ・対応国際規格と整合することで輸出入製品に対しても同じ評価ができる。 ・試験電界の定義、試験配置などをより明確に標準化することで、試験所間での試験結果のばらつきが抑えられて、手戻り再試験が防げるため、検証試験及び製品開発の効率化が期待できる。	・TEMモードを検証するため、従来の周波拳ステップに関する要求条件を削除し、主電		MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化する 一般社団法人電気学 2023年7月 会のWG	
JSA 06 電子	改正 C61300-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品ー基本 1部:通則	Fiber optic interconnecting devices and passive components—Basic test and measurement procedures—Part1: General and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品に対する試験方法の規格群で規定している基本試験及び測定手順に関する通則について規定したもので、IEC 61300-1 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures Part 1:General and guidance)を基にしている。2019年の2回目の改正後、最新の技術動向に対応するために対応国際規格IEC 61300-1が2022年に改訂され、第5版となった。用語の定義が大きく更新されたほか、測定不確かさに関わる規定の追加、A1光ファイバの詳細な種類の追加、詳細を定めていない光ファイバ及び方形導波路についてのマルチモード励振条件の追加、エンサークルドフラックスの要求値に対して、これまで定めていた下限及び上限値に加えて、目標値の追加などの諸変更が行われている。測定不確かさの取り扱いの明確化、多様な光ファイバ、方形導波路などのより詳細な励振条件の追加などは、国内においても、光受動部品への多種の光ファイバ及び方形光導波路の適用を容易にするものであり、IEC規格の最新の技術水準に合わせるために、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この改正によって、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できる光ファイバ及び方形導波路の種類が増え、市場の混乱回避と取引の円滑化とが見込まれ、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・"用語及び定義"において、測定の不確かさをなど10の用語を追加する。 ・"JIS C 61300-3規格群の要求事項"において、測定の不確かさについての規定を追加するとともに、"損失変動だ"に関する規定を削除する。 ・"励振条件"において、"A1光ファイバ"について詳細な種類の記載を追加するとともに、それ以外の光ファイバ及び方形導波路の励振条件を追加する。 ・現行規格の附属書で規定しているエンサークルドアンギュラーフラックス(EAF)の光パワーの求め方の規定を、EFについての規定を新設するの構画書Bに分離するとともに、それぞれ目標値を新たに規定する。	EC 61300-1:2022		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に 適合している。	国際標準をJIS化する	33.180.20 4

認定 産業標 準作成 委員会	制定/ , 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に	定・改正 伴う廃止 対応する国際規格番号 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準) JIS素案作成委員会 作成関 (WG) 予算	開始 ICS番号 作業 E 段階
子		試験及び測定手順一第2-1部: 試験 - 正弦波振動	interconnecting devices and passive components—Basic test and measurement procedures—Part 2-1: Tests—Vibration (sinusoidal)	この規格は、稼働中に発生する可能性のある一般的な振動周波数範囲及び振動の大きさによって、光コネクタ、光受動部品及びクロージャへの振動の影響を試験する方法について規定したもので、IEC 61753-1:2009を基に2012年に制定されたものである。 2022年に改訂された対応国際規格では、試験の厳しさの程度について、IEC61753-1 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard - Part 1: General and guidance)と整合を取るため、各システム、機器、装置などに応じて推奨値が定められるなどの改訂がされた。このため、日本国内においても多く使用される製品に関わるものであることから、現状の技術の実態を踏まえ、国際規格に整合した試験にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、より多くの製品種類について、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待できる。	弦波振動試験"から"試験—正弦波振動"に 改める。 ・装置において、加速度のモニターについて、ジグとは別に規定する。 ・手順において、DUTの準備を前処理と別にして規定する。また、初期測定について、外観確認方法の例を新たに追加する。 ・試験の厳しさの程度において、ファイバマネジメントシステム、メカニカルスプライス/ 現場組み立てコネクタ、壁コンセント/光 ファイバー配電盤、強化光コネクタ及びストリートキャビネットについての推奨値を新たに規定する。	IEC 61300-2-1:2022		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に 適合している。 が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	- IEC規格をJIS化する もの	1月 3
JSA 06 電子	改正 C61300-2-5	光ファイバ接続デバイス 及び光受動部品 ― 基本 ()	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2–5: Tests – Torsion	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、取付け時及び通常時に加わる引張力を加えた状態でのねじり力に対する、光ファイバ付きコンポーネント及びクロージャのコードクランブ部の強度を試験する方法について規定したもので、2009年に発行されたIEC 61300-2-5(以下、対応国際規格という。)を基に2013年に制定された。対応国際規格では、最新の技術及び市場動向に合わせるため、2022年に試験手順の見直し及び気密クロージャーの試験を追加した第4版に改訂された。この規格は、光受動部品、光能動部品、光コネクタ以外にも、情報通信機器など100を超えるJISで引用されていることから、最新の対応国際規格の技術水準に合わせた規定とするため、この規格の改正が必要となった。	【期待効果】 最新の技術及び市場動向を反映した対応 国際規格と一致した規定に改正することに より、市場の混乱を避け、取引の円滑化及 び国内市場の活性化を促す効果が期待 できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格にはない"用語及び定義"の箇条を新たに設ける。 ・"装置"の"概要"において、測定装置の図を追加する。また、"光ファイバコード保持具"及び"光線及び光検出器"に、それぞれの具体的な仕様に関する要求事項を追加する。 ・"手順"の"固定"において、光ファイバー保持具の仕様に関する規定を、上記の装置での規定に変更する。また、"気密クロージャの封止特性試験"及び供試品の"復帰"に関する規定を追加する。	IEC 61300-2-5:2022		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ付きコネクタ	法律の目的に 適合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する	图 33.180.20 4

認定 産業標 党 準作成 養員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	制定 規定項目又は改正点 に伴 、	で・改正 う廃止 対応する国際規格番号 及び名称 JIS	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 単化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り約 む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電 G	改正 C61300-2-18		measurement procedures - Part 2–18: Tests–High temperature	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光デバイス又はクロージャの動作時、保管時、及び輸送時に起こる可能性がある高温環境条件での耐久性の測定手順について規定したもので、IEC 61300-2-18:2005を基に2009年に改正されている。2022年に改訂された対応国際規格では、試験の厳しさの程度について、IEC61753-1 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard - Part 1: General and guidance)と整合を取るため、製品カテゴリーに応じて温度及び暴露時間の推奨値を定めるなどの改訂がされた。このため、これらの試験は日本国内においても多く使用される製品に関わるものであることから、現状の技術の実態を踏まえ、国際規格に整合した試験にするため、JISを改正する必要がある。	除取り で使用できるよりになり、市場の混	主な改正点は、次のとおり。 切・規格名称において、補完要素の名称を"正弦波振動試験"から"試験—高温"に改める。 ・・試験の厳しさの程度において、現行では温度条件は3とおりの条件を示しているが、7種類の製品カテゴリーに応じた温度及び暴露時間の推奨値に改める。	IEC 61300-2-18:2022	IDT 第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に 適合している。大点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		IEC規格のJIS化	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	
JSA 06 電 C	改正 C61300-2-46	光ファイバ接続デバイス 及び光受動部品 – 基第2 -46部:試験 – 湿熱サイク ル(追補1)	Fiber optic interconnecting devices and passive components—Basic test and measurement procedures—Part 2-46: Tests—Damp heat, cyclic	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2019年に第2版として発行されたIEC 61300-2-46(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び構成を変更することなく2021年に改正された。この規格は、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品の、動作時、保管時及び/又は輸送時に起こる可能性がある、高湿度の下で温度が変化する環境状態に対する耐久性を測定する試験手順について規定している。対応国際規格では、試験を開始するために必要な安定化時間及び各測定での供試品の温度差による測定差を防ぐための管理下にある後処理条件に関する二つの図に間違いが存在しており、その間違いを訂正するための正誤表(CORRIGENDUM)がく回2022年に発行された。この正誤表(CORRIGENDUM)がは、図の一つで安定化時間中の湿度が訂正され、もう一つの図で、本来不要であった後処理条件の部分が削除された。日本国内においても多く使用される製品にかかわるものであり、正誤表(CORRIGENDUM)発行後の国際的な標準に即した試験にするため、追補にて改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・安定化時間において、図2を訂正後の図に変更する。 ・後処理において、図3を訂正後の図に変更する。	IEC 61300-2 -46:2019/COR1:2022, Corrigendum 1 - Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-46: Tests - Damp heat, cyclic	IDT 第2条の該当号: 1(性能、耐久度) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。大点:次点:いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.20 5

認定 産業標準作成 委員会	を 制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	の程度	選定基準1 選択 (JIS法第2条の産業標(JIS法 準化の対象) 法律		選定基準4 選定基準5 (国が主体的に取り組(市場適合性に関 む分野の判断基準) る判断基準)	す JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
子		及び光受動部品ー基本 () () () () () () () () () () () () ()	interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-4: Examinations and measurements - Attenuation	対応国際規格という。)は、2023年1月現在、FDISが承認され、近々発行見込みである。対応国際規格では、用語及び定義の追加、新規に挿入法Dによる光源及びパワーメータ法の追加、附属書(参考)にマルチコアファイバ光部品の測定方法の追加並びにタイプ4供試品の基準測定法を挿入法Cに変更し、代替法をパワーメータ(置換又は挿入法D)に変更された。これらの変更は国内でも必要とされているため、JISの改正が必要である。マルチコアファイバについては、我が国が他国に先駆けて研究開発を進めており、附属書(参考)ではあるが、それを加速するためにも追加する。	この改正によって、国内の光部品製造業者と光通信システム製造業者との商取引及び海外の製造業者と使用者との商取引において、仕様整合時の混乱を避けることができるとともに、円滑な事業活動を促進することが期待できる。	・新LSPM測定法に、挿入法(D)を追加する。 ・マルチコアファイバの挿入損失測定に関することを附属書に追加する。 ・タイプ4供試品の基準測定法を挿入法(C)に、また、代替測定法をパワーメータ[置換又は挿入法(D)]に変更する。		IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	回目的に でいる。 利点: ア、イ、ウ、エ、オ、 大点: 大点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化す もの	である 一般財団法人光産業 2023年7月 芸術振興協会のWG	33.180.20 4
JSA 06 電子	改正 C61300-3-7	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品ー基本 第3-7部:検査のど別に 第3-7部:大阪で 第3-7がルモングルモングル を で で 大阪で 大阪で 大阪で 大阪で 大阪で 大阪で 大阪で 大阪で 大阪で	Fiber optic interconnecting devices and passive components—Basic test and measurement procedures—Part 3–7: Examinations and measurements—Wavelength dependence of attenuation and return loss of single—mode components	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2009年に改訂されたIEC 61300-3-7(以下、対応国際規格という。)第2版を基に2012年に制定された。対応国際規格は、その後の使用実態に合わせて、用語及び定義の見直しの他、基準試験方法の削減、挿入損失と反射減衰量の計算式の修正、終端方法の追記、光源に関する特性の記載、双方向試験を行った第3版が2021年に改訂された。この規格は、伝送用光受動部品の個別規格、光伝送用能動部品の性能標準、光コネクタの個別規格などから引用されており、重要な規格である。計算式の修正など技術的な変更を行った対応国際規格と整合させる必要があるため改正する。	【期待効果】 伝送用光受動部品の個別規格、光伝送 用能動部品の性能標準、光コネクタの個別規格などの商取引において、混乱を避けることができ、中小企業の市場参画を促進する効果がある。	主な改正点は、次のとおり。 1. 適用範囲 基準測定方法の削減 2. 記号及び略語 3.3 Quantity symbolsの追加 3. 概要 4.3用語及び定義の挿入損失及び反射減衰量の計算式の修正、4.4試供品の形態記述の詳細化、4.5測定方法の変更(構成例の簡略化) 4. 装置 終端方法の追記 5. 手順 反射減衰量単独測定方法削除附属書C 終端に関する情報の追加	— IEC 61300-3-7:2021		第2条の該当号: 法律の 法語に関する 試験、検査、検定又は 測定方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	回目的に ア、イ、ウ、エ、オ、 キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化す もの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	33.180.20 5

認定 産業標 準作成 委員会	. 制定/ . 改正/ 規格番号 . 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 選定基 (JIS法第2条の産業標(JIS法第 準化の対象) 法律の	基準2 選定基準3 第1条の(産業標準化の利 目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)	S素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		試験及び測定手順で測定手順で測定手順で測定手順で測定を用いた割りスリーブのフェルール引抜力	interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-33: Examinations and measurements - Withdrawal force from a split sleeve using pin gauges	この規格は、光コネクタプラグのフェルールを模擬したピンゲージを用いて、光アダプタ又は光レセプタクルの割りスリーブの引抜力を測定する方法について、IEC 61300-3-33 Ed.2を対応国際規格として制定したものである。しかし、対応国際規格は2022年1月にEd.3として改訂され、測定装置の詳細情報及びピンゲージの仕様が追加された。また、これによって規格の箇条構成が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに、測定方法の統一を図るために、JISを改正する必要がある。	測定方法の詳細な仕様を規定する改正を行うことによって、割りスリーブの特性をより正確に評価することができるようになり、取引の合理化及び円滑化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	・装置(現行規格の箇条4) - 装置の構成要素(支持板、引張力発生器、力指示計、可とう性連結具)を追加する。 - 図1を全ての構成要素を含んだ図に変更する。 - ピンゲージの仕様(対応国際規格のTable 1)を追加する。 - 溶剤の記載内容を手順の箇条に移す。 ・測定の設定(現行規格の箇条5)を削除し、記載内容を装置の箇条に移す。 ・データ分析(現行規格の箇条7)を削除し、記載内容を手順の箇条に移す。		IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キケ点: 小ずれも該当しない。	国際規格をJIS化する 大枝	受財団法人光産業 2022年10月 3 情振興協会のWG	3.180.20 5
JSA 06 電子	改正 C61300-3-45	がファイバ接続デバイス 及び光受動定手順び測定手順び測定手順で測定を 1000000000000000000000000000000000000	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3–45: Examinations and measurements – Attenuation of random mated multi-fiber connectors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5964 規格群で規定する、直角フィジカルコンタクト及び斜めPCの1列多心角形フェルール光ファイバコネクタのランダム接続時の挿入損失の性能パラメータについて規定するもので、損失の統計分布及び平均値を測定するための手順について規定している。対応国際規格は2023年6月にEd.2として改訂され、最新の技術状況を反映させるため、1列多心光ファイバから1列の文言が削除され、12心を超える光ファイバコネクタ用サンプル数の追加、及びマルチモード測定方法の追加が行われた。このような状況から国内についても、技術の実態に即した内容とするため、また、対応国際規格との乖離を解消するとともに、測定方法の統一を図るために、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 最新の技術状況を盛り込んだこの規格を 改正することによって、測定及び試験を行う励振条件を正確に引用することができ、 規格の運用をさらに促進することができる。	主な改正点は次のとおり。 ・引用規格において、対応国際規格との整合を図るため、IEC 63267の記載を追加する。 ・測定方法の概要において、技術の実態と対応国際規格との整合を図るため、試料数を示した表に12心以上の項目を追加するとともに方法2の試料数の表にアプタの項目を追加する。 ・測定手順において、対応国際規格との整合を図るため、8心、10心及び12心光コネクタに対する測定方法1並びに測定方法2の図に12心以上の項目を追加する。	IEC 61300-3-45, Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-45: Examinations and measurements - Attenuation of random mated multi-fibre connectors		第2条の該当号:	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化する大技術	受財団法人光産業 指振興協会のWG	

認定 産業標 機関 準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果 規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準2 選定基準3 (JIS法第2条の産業標 (JIS法第1条の 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適 む分野の判断基準) る判	E基準5 合性に関す 所基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
		2-2部:個別要求事項 一低電圧配電システム院 使用する可搬形の試験 用及び監視用 の装置の試験配置、動作 条件及び性能評価基準	EMC requirements — Part 2-2: Particular requirements — Test configurations, operational conditions and performance criteria for portable test, measuring and monitoring equipment used in low- voltage distribution systems	電圧配電システムで使用する可搬形計測用機器などの電磁両立性を規定した規格である。近年、技術の進歩に即して、EMCの基本規格であるIEC 61000規格群が改訂され、それらを引用するIEC 61326規格群も改訂されている。この規格の対応国際規格であるIEC 61326-2-2:2020も、装置のイミュイティ試験(放射無線周波数磁界)の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzへ引き上げるなど、試験レベル及び性能要求が改訂されている。このため、JISと国際規格との間で性能要求事項などに差異が生じており、国際規格に整合させるとともに、最新技術に対応した性能要求事項及びそれらの試験レベル・判定基準に関する規定を取り込むために、当該JISを改正する必要がある。			IDT 第2条の該当号: 1(性能、品質(電磁両立性)) 対象事項: 計測、制御及び試験室用の電気装置一可搬形の試験用、測定用及び監視用の装置	国際規格 もの	をJIS化する 一般社団法人日本電 2023年1月 気計測器工業会の WG	17.220.20, 5 25.040.40, 33.100.20
JSA 05 電 5	改正 C61326-2-3	計測用、制御用及び試験室用の電気装置一第213部:個別要求事項「一第213部:個別要求事項「一方変換機能をもつトランスデューサの試験配置、動作条件及び性能評価基準	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use — EMC requirements — Part 2-3: Particular requirements — Test configuration, operational conditions and performance criteria for transducers with integrated or remote signal conditioning	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2019年にIEC 61326-2-3:2012を基に、非電気信号から電気信号への信号変換装置であるトランスデューサの電磁両立性について試験配置、動作条件及び性能評価基準を規定した規格である。近年、技術の進歩に即して、EMCの基本規格であるIEC 61000規格群が改訂され、それらを引用するIEC 61326規格群も改訂されている。この規格の対応国際規格であるIEC 61326-2-3:2020も、装置のイミュイティ試験(放射無線周波数磁界)の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzへ引き上げる拡張が追加されている。このため、JISと国際規格との間で性能要求事項などに差異が生じており、国際規格に整合させるとともに、最新技術に対応した性能要求事項及びそれらの試験レベル・判定基準に関する規定を取り込むために、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、計測用、制御用及び試国際規格との整合を図るため、 験室用のトランスデューサの性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障に変更し、放射無線周波数磁界の試験周 法変更し、放射無線周波数磁界の試験周 形促進などの円滑な企業活動が期待できる。	一 IEC 61326-2-3	IDT 第2条の該当号: 1(性能、品質(電磁両立性)) 対象事項: 計測、制御及び試験室用の電気装置――体形又は分離形信号変換機能をもつトランスデューサ	国際規格もの	をJIS化する 一般社団法人日本電 気計測器工業会の WG 2023年1月	17.220.20, 25.040.40, 33.100.20

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	制定・制定・ 規定項目又は改正点 に伴う JIS	改正 廃止 対応する国際規格番号 国際規格 及び名称 の程度	る 選定基準1 選定基準2 (JIS法第2条の産業標(JIS法第1条の 準化の対象) 法律の目的)	選定基準3)(産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関すむ分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電 気		電磁式エレメンタリリレー第1部:一般及び安全性要求事項	E elementary relays - Part 1: General and safety requirements	この規格は、低電圧装置(1000 V 交流又は1500 V 直流以下の回路)に組み込むための電磁式エレメンタリリレーであって、電気・電子技術分野の全ての分野におけるアプリケーションの基本特性、安全要求及び安全関連について規定したものである。この規格の対応国際規格は2015年発行のIEC 61810-1第4版であるが、2019年にルーチン試験方法の修正を行う追補(IEC 61810-1 AMD1)が発行された。また、国際的な認証機関から"電気的耐久性試験後の接点間耐電圧の値が規格書を読んでも分からない。"との主張があり、IECからその解釈表(IEC 61810-1 ISH1: Interpretation Sheet1)が発行されている。我が国においても同様な状況であるため、この規格の利用者の利便性を図るために解釈表も含めた内容の追加・変更を行い対応国際規格と整合させるため、この規格の改正が必要である。	この改正によって最新の市場ニーズに対応した性能及び安全性が確保でき、検査手順の標準化によって電磁式エレメンタリリレーの円滑な流通が期待できる。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待できる。	項目に対して75%の電圧値で試験を実施するのではなく、マイクロ断路の要求値の75%で試験することを明確にする。 ・IEC 61810-1 AMD1 に基づいて、ルーチン検査項目の変更及びその説明が追加されたことを反映し、試験の種類ごとに検査ロットを指定していたが、全数を対象とすることに修正し、説明を追加する。 ・電気的耐久性において試験後の判定を行う際の条件について解釈表を附属書(参考)として追加する。	IEC 61810-1:2015+Amd IDT 1:2019	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電磁式エレメンタリリレー	利点: ア、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電 2023年7月 2 気制御機器工業会の WG	29.120.70 4
JSA 05 電 気	改正 H7005	超電導関連用語	International Electrotechnical Vocabulary— Superconductivity	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2000年に発行されたIEC60050-815 (International Electrotechnical Vocabulary -Part 815: Superconductivity)を基に作成した超電導関連の用語及び定義について規定した規格である。対応国際規格であるIEC60050-815の第3版が2022年3月に発行予定であり、技術の発展により新たにエレクトロニクスの分野の用語が増えるなど大幅な改訂が行われる。このため、我が国の超電導分野においても、新しい用語を活用できるようにするため、国際規格との整合を図り、改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、生産者及び使用者間で超電導分野の意思疎通が活発になり、 我が国の国際競争力の向上が期待される。また、国内の研究教育機関への普及により超電導応用技術の進展にも寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・これまでの章立てでは新しい分野の用語に対応しない部分があり、従来の規格に追加すると煩雑になるため、用語番号を従来の「815-01-01から」を「815-20-01から」に変更する。 ・「超電導マグネット技術」の分類項を「超電導マグネット及び電力機器の技術」に変更し、「超電導エレクトロニクス技術」の分類項を「超電導エレクトロニクス技術」、「超電導エレクトロニクス技術」、「超電導エレクトロニクス技術」、「超電導エレクトロニクス応用技術」、「超電導エレクトロニクス応用技術」及び「冷却技術」に細分化し、それぞれの技術の内容を充実させる。	IEC60050-815:2022(発 行予定)	第2条の該当号:	利点: ア、イ、ウ、エ、オ 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	1.共通的な理解を促進するために不可欠な基礎的・基盤的分野の規格)		01.040.29; 4 29.020

認定 産業標機関 季員会	制定/ 改正/規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 送(JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 09 化学		加硫ゴム及び熱可塑性ニストラングメータによる発熱及び耐疲労性の求め方	thermoplastic — Determination of temperature rise and resistance to fatigue in flexometer testing	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、圧縮形のフレクソメータを用いた、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの内部発熱による温度上昇、動的なクリープ及び永久ひずみ並びに疲労破壊寿命の求め方について規定しているもので、基本原理であるISO 4666-1:2010、定ひずみ試験法のISO 4666-4:2007を基礎として2018年に改正された。対応国際規格のうちISO 4666-3は2022年に改訂され、引用規格の更新が行われた。また、ISO 4666-4は2018年に改訂され、新たに試験装置の校正周期が追加されたため整合が必要となっている。さらに、試験片の硬さの測定の追加及び数値の丸め方の修正も必要となっている。このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、 ・装置の校正が適切に実施できるようになり、データの信頼性の向上が期待できる。 ・市場の実態に合わせた改正を行うことにより、市場の混乱を防げるだけなく取引の	主な改正点は、次のとおり。 ・試験片の硬さ 試験片の硬度測定を追加する。 ・附属書 定応力のフレクソメータ試験装置の校正を追加する。	- ISO 4666-1:2010 ISO 4666-3:2022 ISO 4666-4:2018		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に 高とている。 利点: 精度改善に経済を ので、より、より、する。市場では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	一般社団法人日本ゴ 2024年1月 公工業会のWG	
JSA 09 化学	改正 K6396	合成ゴムーIIRー試験方法		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、イソブテン・イソプレンゴム(IIR)の原料ゴムの 化学試験及び物理試験並びに加硫特性を評価するための 標準配合、混練り手順及び加硫特性試験方法について規定しているもので、2007年にISO 2302:2005を基礎として改正された。ISO 2302は2014年及び2020年に改訂され、 ISO2302:2020では、標準配合のTMTD(テトラメチルチウラムジスルフィド)を安全性の高い他の加硫促進剤に変更可能な規定が盛り込まれ、JISにおいても安全面への対応を 考慮することが必要となっている。このような状況から、我が 国としても対応国際規格との整合及び近年の技術の実態 に即した内容とすべく、JISを改正する必要がある。	縮、作業者への安全性の同上及び環境 への危険な化学物質の漏洩を防ぐことが できるとともに、取引の円滑化も期待され、 国際競争力の強化、市場の拡大が期待さ	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格において、標準配合に TMTD以外の加硫促進剤を使用可能な規定に変更されたため、この規格でも安全確保のため変更する。 ・近年の技術開発に対応して、ゴムの灰分測定法にTGA測定法を追加する。 ・近年の技術開発に対応して、加硫ゴム評価方法の混練り機容量をミニチュア密閉式混練機に限定せず、使用機器の範囲を広げる。	ISO 2302:2020, Isobutene-isoprene rubber (IIR) — Evaluation procedure		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 合成ゴム(IIR)	法適 お適 お高さいる。 お高さいる。 お高さいとで、間の、与内側で、が 大国図アが性イ評可果すら、上性。 がの、よのに無ないに能護すでので化 で時な寄間増、が、精、与、優価。に安確る高剤可保与評値にでいる。 はのる。 はのる。 はので、まのにでは、まのででのででででいる。 はのでででででいる。 はのでででででいる。 はのでででででいる。 はのででででででいる。 はのでででででいる。 はのでででででいる。 はのでででででいる。 はのででででいる。 はのでででででいる。 はのでででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのでででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのでででいる。 はのででででいる。 はのでででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのでででいる。 はのででででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのででででいる。 はのでででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのででででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのでででいる。 はのででは、 はのでででいる。 はのででは、 はのでではのでは、 はのでではのでは、 はのでではのでは、 はのでではのでは、 はのでではのでは、 はのででは、 はのでではのでは、 はのでではのででは、 はのでではのででは、 はのでではのでではではでは、 はのでではではではではではではではではではではではではではではではではではでは		

認定 産業標 制 準作成 改 委員会	削定/ 女正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 度 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り約 む分野の判断基準)	選定基準5 且(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 05 電 改			electrical installations for medically used rooms in hospitals and clinics	いう。)への電力供給は、信頼性が高いものでなければならない。また、ME機器の故障などが患者に悪影響を与えてはならない。こうした観点で、病院電気設備の安全性の更なる向上を目的として、実運用上の煩雑さを軽減するため、非常電源の種類を減らし、併せて、各種ME機器への適用基準を見直し、医用接地方式並びに検査及び保守についても改正を行う。また、最近の電磁環境を踏まえ、EMOの影響を低減することが求められていることから、これらに対応するため、実態に即した改正を行うことが必要である。	用が簡素化され、適用上の煩雑さが軽減されるとともに、運用の信頼性の向上が図られる。また、医療施設の施設担当者において、EMC環境改善の認識が向上し、非常電源及び接地設備のより一層適正な運用が期待できる。	医用室の種類及びME機器に適用する。 医用接地方式について、新たな医用室等を追加する。 接地センターの設置条件として、医用室 接地センターの設置条件として、医用室 等電位接地患者環境に関するIEC60060 -1の改正と国内基準との整合性を踏まえた 基準とする。 ・非常電源のうち、一般非常電源と特別非常電源を一本化し、非常電源を一般非常電源の2種類とする。 上記の変更に伴い、非常電源とME機器との対応を変更する。 ・検査及び保守 検査保守に関して、新築工事の完成検査及び定期検査のほか、改修工事も追加する。 ・その他 ME機器等に対するEMCの影響を低減するため、電源配線への推奨事項を定性的に規定する。		4		第2条の該当号: 2(病院電気開の電気設備の電気設備の電気設備の電気をで使用方法) 対象事項: 病院電気設備	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当し い。	3.強制法規技術基準、公共調達人民選集等に引用される規格)		一般社団法人電気設備学会のWG	2022年7月	11.140 5
JSA 07 情 改	文正 X0134-2	システム及びソフトウェア 技術 — システム及びソフト トウェアアシュアランス 第2部: アシュアランス ケース		【必要性】 この規格は、アシュアランスケースの構造及び内容の形式に関する最低限の要求事項を規定したものである。アシュアランスケースの重要性については、システム及びソフトウェア並びにシステムが提供するサービスに対する要件をアシュアランス (assurance、主張が達成された、又は今後達成されるという正当な確信の根拠)を示すことで保証することが求められる場面が増している。このためアシュアランを表現し明示するために、産業界で広く共通にアシュアランスケースを理解し利用することが重要となっていることから、この規格は、2011年に発行された ISO/IEC 15026-2を基に2016年に制定した。また、従来のシステム及びソフトウェア開発での、要求仕様及び設計仕様に基づいて実装する方法だけでなく、市場に急速に普及しつつある機械学習で成立したモデルを含むシステムのような、必ずしも仕様が存在しないシステムの開発・運用・保守における品質保証の観点からも、アショアランスの諸概念及びアシュアランスケースは、複数の記述の利用も含めて利用展開が進んでいる。このような状況に対応するために、アシュアランスケースに述を構成する要素の記述内容の型(Type)の区別を導入することによって、複数の各種のアシュアランスケース作成時の整合性を高められるように、対応国際規格は2022年に改訂された。JISも、このような状況に対応し、対応国際規格に整合した改正を行う必要がある。	を さいたい、フィッムを であため、フィッムを できまれる。	はで、 述内容の型の区別)を追加する。 3)アシュアランスケースのグラフィカルな記述を用いた記述例の提示、及び記述例によるアシュアランスケース構成要素の詳細説明を追加する。		SO/IEC/IEEE 15026 -2:2022	3	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: システム及びソフト ウェアのアシュアランス ケース	法律の目的に 適合している。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月	35.080 4

認定 産業標 制定/ 機関 準作成 改正/ 規格番号 委員会 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的) 選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	- JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定	ICS番号 作業 段階
報		engineering — Design and development of information for users	この規格は、情報の利用者が必要とするものを確立する方法、その情報を利用者にどのように提示することが望ましいかを決定する方法、並びに情報の準備及び情報を利用可能にする方法を規定したものである。現行JISの対応国際規格がISO/IEC Directivesの改正に伴う箇条の入替え等で構成が大幅に変更されたこと、さらに次の点で大幅に改訂されていることから、JISとして改正が必要である。・利用者用文書類を、より広い範囲の利用者用情報として捉え直している。・ソフトウェアの利用者用情報の設計及び作成により重点を置き、文書の体裁に関する記述を削除している。・対応国際規格では、IEC/IEEE 82079-1を新たに引用規格として参照し、現行(改正前)の規定の一部を引用規格の参照に置換えている。・技術進歩に伴う利用環境の変化に対応した新たな技術(チャットボット、状況依存オンラインヘルプなど)、知見を取り入れている。	き、また、利用者が新たな機器、ソフトウェアによる利用者用情報の利用形態の変化に対応することができるとともに、システム及びソフトウェアなどの貿易が促進されることが期待できる。	利用者用文書類」から「利用者用情報」へと変更する。 ・IEC/IEEE 82079-1を引用規格とし、関係個所を修正する。 ・使用実態に合わせて、製品権限者(product authorithy)、品質管理(quality management)、画面上の文書類(on-screen documentation)など18語を削除し、参照情報(reference information for users)、利用者のための印刷した情報(printed information for users)など19語を追加する。また、CMS、DITA、FAQなどの略語も追加する。・適合性の記載を簡略化する。・新たな技術に対応するため、API、FAQ及びチャットボットについての箇条を追加する。	26514:2022	IDT 第2条の該当号: 2(作成方法,使用方法) 対象事項: 利用者用情報(説明書,操作補助等)	法律の目的に 適合している。 欠点: 、いずれも該当しない。		国際規格をJIS化する もの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月 35	5.080 4
JSA 07 情 改正 X0162	システム及びソフトウェア S 技術ーライフサイクルプロ e セスーリスクマネジメント p	ystems and software ngineering - Life cycle rocesses - Risk nanagement	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、システム又はソフトウェアの取得,供給,開発,運用及び保守におけるリスク管理プロセスについて規定している。この規格は、供給者、取得者及び管理者に、幅広く多様なリスクを管理するために必要なプロセス要件を提供するために、2006年に第2版として発行されたISO/IEC 16085 を基に2008年に制定された。その後、システムの概念段階から廃棄段階までのライフサイクルを通してリスク管理活動を継続的に行うことの重要性が増しつつある。また、システム及びソフトウェア分野の多様な産業分野や共同開発の組織が連携してリスク管理を適用する必要性も増している。このような状況に対応し、関連する規格と整合させるために、対応国際規格は2021年に改訂された。 JISにおいても、このような状況に対応し、また対応国際規格に整合する改正が必要である。		主な改正点は、次のとおり。 1) JIS X 0170:2020(システムライフサイクルプロセス)及びJIS X 0160:2021(ソフトウェアライフサイクルプロセス)と共通のプロセス構造及び用語を使用する。 2)各産業分野とシステム・ソフトウェアエンジニアリング分野とで相互にリスク管理を連携できるように、全産業組織で適用可能なJIS Q 31000(リスクマネジメント)の基本的な原則及び枠組みと調和させる規定事項を追加する。 3)システム及びソフトウェアの要件定義、設計,実装、検証、妥当性確認、運用・保守・廃棄の技術面での活動を行うプロセス、及びこれらの技術活動をマネジメントする進捗管理、品質保証などの活動を行うプロセスにおけるリスク管理に関連する活動の要点を追加する。 4)リスク管理活動の成果物の内容を定義する情報項目を追加する。	- ISO/IEC/IEEE 16085:2021	IDT 第2条の該当号: 7(作成方法、使用方法) 対象事項: システム及びソフト ウェア	活律の目的に 適合している。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月 35	5.080 4

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 スプ名称 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標(準化の対象)	選定基準2 選定基準3 IIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 選定基準5 (国が主体的に取り組(市場適合性に関す む分野の判断基準) る判断基準)	IS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 07 情報		ンタ及びバーコードリーダの性能評価仕様	and data capture techniques—Bar code printer and bar code reader performance testing	の性能評価仕様について規定したJIS独自の規格であり、評価項目によって、性能のランクも規定している。2018年に制定されたこの規格に基づいて、日本提案でISO/IEC 24458 (Information technology - Automatic identification and data capture techniques - Bar code printer and bar code reader performance testing specification) が開発され、2022年に発行された。この際に、JISと国際規格とで一部規定が異なることから、また、グローバルな市場への対応の観点からも、このJISと国際標準との整合を図る必要があるこのような状況から、国際標準であるISO/IEC 24458を基にして整合性のとれた性能評価方法の規定とするために、この規格の改正が必要である。	製品の評価方法を国際標準との整合性をとったものとすることによって、国内外の製品をより客観的に評価でき、製品の品質改善の促進と競争力の向上が期待できるとともに、ユーザーに適切な比較情報を提供可能となる。さらに、それらを通じて、輸出入の円滑化及び我が国からの輸出拡大への寄与が期待できる。	ISO/IEC 24458を対応国際規格とする。 ・"バーコードプリンタ及び消耗品"の"印字性能"において、ISO/IEC 24458開発過程で記載不要とされた"最小印字分解能"に関する試験結果の判定例の説明と表7(空白域が識別できなくなる印字方法)とを削除する。 ・"性能評価項目及び試験方法"の"二次元シンボル用テストチャート"を対応国際規格に整合させる。	— ISO/IEC 24458:2022 II		第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: ババーコードリーダ	(神の目的に i合している。 大点: 欠点: いずれも該当しない。	もの) 動	・般社団法人日本自 可認識システム協会 DWG	
JSA 07 情報	改正 X3002	電子計算機プログラム言語COBOL	Information technology Programming languages COBOL	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、COBOLの構文及び意味について規定したもので、ISO/IEC 1989:2002を基に2011年に改正されている。その後、対応国際規格は、プログラム言語の仕様に市場のニーズを取り入れる形で2014年に改訂され、動的に伸縮する変数や配列、ISO/IEC/IEEE 60559が規定する十進浮動小数点数の扱いや丸めの指定など、大小多数の新機能が組み入れられた。こうした性様は、世界のCOBOL処理実の開発者(Gnuコミュニティを含む。)によって選択的に実装されつつある。しかし、これらの新機能に対応するJISが整備されていないことで、一般のCOBOLプログラマーが、新しい機能を仕様全体との関係で理解する機会がないのが現状である。このような状況から、こうした現状を改善するために、技術の実態に即して、最新の対応国際規格と整合させるよう、JISの改正の必要がある。	【期待効果】 JISを改正することによって、これらを使ったプログラミングがされ、COBOLで書かれるシステム開発及び保守の効率向上に寄与することが期待できる。また、個々の仕様の全体仕様に対する意味合いや、規格仕様との整合性、他の処理系との互換性の度合いなどを測ることが可能となり、効率向上に寄与するとともに、一般プログラマーが安心して利用することができるようになることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・動的に伸縮する変数,及び動的に容量の変わる配列を導入する。 ・ISO/IEC/IEEE 60559の改正で規定された十進浮動小数点数を扱う変数及び演算(丸め方法を含む。)を導入する。 ・各種の組込み関数(日付,時間,文字列操作など)を追加する。	- ISO/IEC 1989:2014 Information technology - Programming languages, their environments and system software interfaces — Programming language COBOL		第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法、使用方法) 対象事項: 電磁的記録(プログラム言語)	(注) 利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	- 1. 国際標準をJIS化 - するなどの場合 理	一般社団法人情報処 2021年7月 3 2学会のWG	35.060 5

認定 産業標機関 準作成	制定/ 改正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	制定・改正 規定項目又は改正点 制定・改正 だ伴う廃止 JIS	対応する る国際規格番号 国際規格 及び名称 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 (JIS法第1条の 準化の対象) 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 (市場適合性に関す む分野の判断基準)	ICS番号 作業 段階
JSA 07 情報		機の仕様書様式及びその関連試験方法	Office equipment— Copying machines and Multi-function devices— Information to be included in specification sheets and related test methods	この規格は、購入者及び使用者が自分の要求に合った複写機・複合機を選択しやすくするために、異なった機種間の複写機・複合機の性能を比較できるように、複写機・複合機の仕様書に記載すべき最小限の情報及びその関連試験方法について規定したものである。しかし、2004年に改正した後19年が経過しており、その間に改正された他の関係規格とそご(齟齬)が生じている。このような状況を解消し、市場の実態に即した内容にするため、このJISを改正する必要がある。	現行の規定内容を現在の市場の実態に即した仕様書様式、試験方法などに合わせることによって、購入者及び使用者に、より適切な製品情報を提供することが可能となり、製品相互の理解促進が期待されるとともに取引の公正化が可能となる。	間)」において、現行では、単純な複写時間を測定する規定だったが、デジタル複合機が備える様々な複写モード(片面複写、両面複写、2in1:2ページ分を1ページに複写、各種用紙サイズ、など)に対応する規定に変更する。 ②メモリ容量項目で、現在のメモリ容量の増加に対応したメモリ容量へ変更する。 ③ホストコンピュータとブリンタ間のインタフェース項目で、使われなくなったインタフェースについては、現在使われている新しいインタフェースへ変更する。		第2条の該当号: 1(型式、装備、性能) 法律の目的に 利点: ゴ、ウ、オ 外象事項: 復写機及び複合機 欠点: いずれも該当しない。	一 関連する生産統計等によって、市場における機械・情報システムを二一ズが確認できる。 2024年1月	
JSA 07 情報	改正 X6937	カラーインクジェット方式のプリンタ及びプリンタを後のインクカートリッジ印刷可能枚数測定方法	Information technology— Office equipment— Method for the determination of ink cartridge yield for colour inkjet printers and multi- function devices that contain printer components	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、カラーインクジェット方式プリンタ用のインクを収容するカートリッジの印刷可能枚数測定方法について規定したもので、2008年発効の現行規格は、対応国際規格のISO/IEC 24711:2006を基に制定されている。当該国際規格は、その後の業界の動向、最新の技術及び測定方法の導入、作業の明確化などを目的として2007年、2015年及び2021年と3度改訂されている。最新の国際規格(ISO/IEC 24711:2021)では、装置初期設定の規定を追加することによって、この規格の測定手法による公表値の精度を上げるよう改訂された。一方、2020年に改正したJIS X 6932(カラー電子写真式プリンタ及びプリンタ複合機のトナーカートリッジ印刷可能枚数測定方法)とも規定の整合化を図ることが求められている。このような状況から、電子写真方式及びインクジェット方式のプリンタのカートリッジ印刷可能枚数測定方法の整合性を図るとともに国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、適正なテストチャート及び試験方法を提供することができるようになる。さらに、国際規格に整合したJISとすることで国際的に共通な印刷可能枚数の測定方法及びデータが普及し、製造者・試験機関及び使用者に対し利便性の向上及び信頼性の高い公表値へとつなげることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)テストチャートを提供しているサイトは、古いURLであるため、最新の「https: //standards.iso.org/iso-iec/24712/ed -2/en/」に変更する。 b)試験要素及び条件の下準備の初期設定において、設定条件をより明確とするため、印刷サイズ規定、両面モードの場合は片面モードへ変更する規定、などを追加する。e)カラー機の正式なモノクロモードでの測定方法として採用するため、JIS X 6931とのインクジェット性能の対比方法の附属書を参考から規定へ変更する。		第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: プリンタ・複合機の インクカートリッジ 法律の目的に ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	- 国際標準をJIS化する もの	37.100.10 5

認定 産業標 制定/ 機関 準作成 改正/ 規格番号 委員会 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果 規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 選定基準1 連化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り約 む分野の判断基準)	選定基準5 L(市場適合性に関す る判断基準)	- JIS素案作成委員会 作 (WG)	F成開始 ICS番号 予定	作業段階
JSA 07 情 改正 X8341-1	高齢者・障害者等配慮設計指針―情報通信における機器,ソフトウェア及びサービス―第1部:共通指針(追補1)	services - Part 1: Common Guidelines (Amendment1)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ISO 9241-20:2008を基として作成したIDT規格で、情報通信機器及びサービスのアクセシビリティを改善し、職場、家庭、移動中及び公共の環境で幅広く利用できるようにするための指針である。近年、システム及び製品によって提供されるサービスに対するアクセシビリティに関わる技術が多様化したことへの対応として、インタラクティブシステムの人間中心設計に関する規格が整備されている。これらの規格との整合性も求められた結果、ISO 9241-20:2021として大きく改訂された。この投訂では、適用範囲がICT機器に関するアクセシビリティ企般へと見直され、規定内容も大きく変更された。この規格は、JIS X 8341シリーズ(第2部〜第7部)の基礎となる共通指針であり、その傘下に第2部から第7部までの個別規格(製品企画・ガイドライン)があるため、共通規格であるこの規格を大きく変更すると、それにあわせて個別規格であるこの規格を大きく変更すると、それにあわせて個別規格である目直しが発生する可能性があるなど、JIS X 8341シリーズ全体への影響が大きいため、規定内容は変更されると、不おに制定する予定である。なお、ISO 9241-20:2021は、人間工学関連の規格として新たに制定する予定である。現在のJIS X8341-1:2010は、その傘下に第2部から第7部までの個別規格(製品企画・ガイドライン)があるため、共通規格であるJIS X8341-1:2010が大きく変更されると、それにあわせて個別規格の見直しが発生する可能性がある。	(期待効果) IIS X 8341シリーズの基礎となる共通指針であるこの規格を残すことで、JIS X 8341シリーズ全体への影響を回避することができ、これまで通り、利用者にとって使いやすい製品、システム又はサービスを享受できる社会が期待できる。 主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の内容が大きく変更されたが、この規格の傘下に第2部から第7部までの個別規格があるため、共通規格であるこの規格を大きく変更するとそれにあわせてすい製品、システム又はサービスを享受である。 主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の内容が大きく変更されたが、この規格の傘下に第2部から第7部までの個別規格があるため、共通規格であるこの規格を大きく変更すると、それにあわせてなど、JIS X 8341シリーズ全体への影響が大きいため、対応国際規格無しの内容に変更する。		無 第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 情報通信における機器,ソフトウェア及びサービス	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。	消費者保護の観点がら必要な分野		無(ただし, 関係者の 意向を確認しながら 作成する。)	24年1月 13.180,; 35.180	4
JSA 07 情 改正 X22123-1	情報技術ークラウドコンピューティングー第1部:用語	1 信 言 2 2 2 言 - 0 井 7 2 末 - 2 1 元 - 0 井 7 2 末 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、クラウドコンピューティングの分野で使用される用語及び定義について規定したものである。これらの用語及び定義を網羅的・統一的にまとめたISO/IEC 22123 -1:2021 Information technology — Cloud computing — Part 1: Vocabularyが開発され、それを基に2022年にこの規格が制定された。 ISO/IEC 22123-1:2021では、自身が引用参照している用語定義をもつISO/IEC 27000(情報セキュリティマネジメントシステムの用語規格)が改訂に入っており、ISO/IEC 22123-1が引用参照する用語定義が変更された場合、ISO/IEC 22123-1とISO/IEC 27000との間で齟齬が生じる恐れがあるとの指摘があり、ISO ITTF(情報技術タスクフォース)に相談した結果、ISO/IEC 27000に定義された用語はこの規格では定義しない方針となった。このことが、ISO/IEC 22123-1:2021が改訂される要因の一つになった。また、2021年版の開発時点では収集できなかった用語の追加、日本から指摘した不明瞭な定義の補完、2021年版で積み残しになっていた課題も整理され含まれることになり、ISO/IEC 22123-1:2023は充実が図られている。 こうしたことから、既に国内でクラウドコンピューティングを利用している機関の不都合を避けるために、我が国においても、JISを改正して早急に対応国際規格との整合を図る必要がある。	L IIC O 97000で学美さんていてわせ、Nラッ		IDT 第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: クラウドコンピューティング	法律の目的に 適合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	の一般社団法人情報処 理学会のWG	23年7月 01.040.35; 35.210	4